

「弁護士及び弁護士業」

第1編

弁護士、弁護士職業組織、弁護士の社会—職業組織

第1章

弁護士の位置付け、役割及び社会的機能

I. 弁護士業に関する認識

社会の中の他の多くの職業と比べベトナムの弁護士業はかなり新しい職業であるが、誕生以来現在まで一世紀以上経ている。封建制度の下、ベトナム、中国、日本、韓国など東洋の多くの国には、弁護士及び弁護士業が存在しなかった。一方、西洋のいくつかの国には、20世紀以上前の古代ローマの法制を起源とする弁護人がいた。

フランスの植民地主義者は、19世紀半ば(1858年)のベトナム侵略後、特に南東部の3省(ザーディン、ディントゥオン、ビエンホア)を占領した後、この地を「フランス国の領土」と見なし、これら3省の人民を「フランス帝国の新しい臣民」と見なした。1864年7月25日、フランス皇帝ナポレオン三世は、南部の司法組織に関する勅令を発した。その中の第27条の規定は以下の通り。「総督の議定により、各裁判所と一緒に、弁明並びに民事、商業事件の判断、民事事件調査に必要な全書類の作成及び署名、判決、決定の執行、軽罪法廷、重罪法廷での被告、被疑者、被告人の弁明を担当する弁護人(弁明人)の制度を設けることができる」。さらに南西部の3省(ヴィンロン、アンザン、ハティエン)を占領した後、フランスはこれら3省を「南部仏領」に併合し、南部全6省を植民地制度の下に置き、南部をベトナム領土から分離した。1867年11月26日、南部総督ピエール・ポール・マリー・ド・ラ・グランディエールは、(フランス人及び南部でフランス国籍を取得した者の審理のための)各フランス裁判所での弁護人業務に関する議定の署名、公布を行った。これは、皇帝ナポレオン三世の1864年7月25日勅令第27条の規定に従ってフランスの植民地政権によりベトナムで公布された、弁護士業に関する最初の法律文書である。

このように、ベトナムに弁護士業が出現したのは19世紀後半からであり、最初はフランス人だけのもの、フランス市民のためだけのものであった。1945年8月革命の後、ホーチミン主席が署名、公布を行った各弁護士団体の組織に関する1945年10月10日ベトナム民主共和国臨時政府主席勅令第46/SL号(以下、勅令第46/SL号と略称)に従って弁護士業が再び盛んになった。とは言え、多くの原因により、また何よりもその時期は国力をフランス植民地に対する抗戦活動に集中させる必要があったため、この頃の弁護士業はほとんど発展しなかった。ファン・アイン、トリン・ディン・タオ、ヴァー・ディン・ホエ、ヴァー・トロン・カ

イン、トラン・コン・トゥオン、ヴァー・ヴァン・ヒエン、ファミ・ヴァン・バット、ファミ・ゴク・トゥアン、ブイ・ティ・カム、グエン・タイン・ヴィンなど何人かの弁護士は、革命に参加し、重要人物となり、ホーチミン主席のためにフランス植民地に対する闘争における法律顧問の役割を担った。何人かの弁護士は、この時期、活動を他の分野に変えた。

しかし、1949年の年末、被疑者、被告人の弁護権を保障するために、革命政府は弁護士の役割を一時的に代替する弁護人制度を設立した。具体的には、1949年6月18日にベトナム民主共和国主席勅令第69/SL号が出され、その後、各裁判所で公判に付される被告人のための弁護権を拡大する（勅令第69/SL号第1条を修正する）1949年12月22日ベトナム民主共和国主席勅令第144/SL号により代替された。2つの勅令、第69/SL号及び第144/SL号は、この時期のベトナム市民¹の弁護権が刑事事件、民事、経済事件において行使されていたことを示す。

弁護人制度は、国家統一の日（1975年）まで北部で維持された。北部の社会主義建設の時期に、弁護人のチームは日ごとに発展した。抗戦に参加した各弁護士の他に、旧制度で働いていた多くの弁護士、法律家もベトナム民主共和国の弁護人チームに加入した。

1959年は、市民の合法的権益を保障する弁護権に関する党及び国家の観点を継続して主張するベトナム民主共和国最初の憲法である1959年憲法が生まれた特別重要な1年と見なすことができよう。具体的に、1959年憲法第101条は以下の通り規定する。「被告人の弁護権は、保障される」。1963年、「ハノイ弁護士事務所」という名前の北部最初の試験的な弁護士事務所が設立された。この弁護士事務所が生まれた後、市民の合法的権益について裁判所で弁護を行う弁護士の必要性は日ごとに増した。最初、弁護士は裁判所が指定する事件の弁護だけを受けていたが、後に、弁護士を呼ぶ必要がある被告人、当事者が「弁護士事務所」を直接訪れ、依頼を行った。1974年、最高人民裁判所は、政府評議会に属する法制委員会の任務、権限及び組織機構を規定する1972年10月9日政府評議会議定第190/CP号で規定する機能に従って管理を行うために、「弁護士事務所」を政府法制委員会（1972年設立）に移動した。

1975年4月30日の南部解放の日の後、南ベトナム共和国臨時革命政府は、旧制度の下の南部の各弁護士協会が皆解散させられたため、北部での実践を継承し、弁護人制度を継続実施した。この弁護権の行使は、1976年3月18日南ベトナム共和国臨時政府評議会法令第01-SL/76号の第4条及び1976年6月11日南ベトナム共和国臨時革命政府司法省通達第06-BTP/TT号の精神に基づいて展開された。

1. 1980年憲法第133条は、以下の通り明記する。「被告人の弁護権は、保障される。弁護士組織は、法律面について被告人及びその他各当事者を助けるために設立され

¹（監修者注）「市民」と訳出したベトナム語は「cộng dân」である。従前から各種文献において「市民」と訳されていることから、それになった。「市民」と訳されている場合もある。

る」。しかしこの時期、官僚制中央集権計画経済モデルにおいて、国家の役割は社会生活全体にわたっていた。国家が調達から商品流通、配分まで製造経営の全過程を行政命令によって決定した。結果として、経済が発展せず、社会が危機に陥り、人民の生活が非常に厳しくなり、加えて経済状況及び社会秩序も非常に複雑になった。その背景の中で、法律は促進されず、必要とされず、社会からの法律サービス使用の需要も無く、結果として弁護士及び弁護士業の存在は単に形式的なものであった。

1986年に国はドイモイ（刷新）の時期に入り、官僚制中央集権計画経済モデルから社会主義を指向する市場経済モデルへと転換された。それに従い、国家は制度を構築し法律実施を保障する役割を担い、国家は経済の各主体及び各部門のために市場経済のルールに従った活動、発展の環境及び機会を作った。同時に、国家は経済運営における各行政命令を減らし、制限した。

国家刷新活動の成果と共に、弁護士業及びその他多くの職業の社会における役割は一步一步高められ、国家刷新の全般に少なからず貢献した。

党のドイモイの方針を実行し、1987年12月18日、国家評議会は弁護士組織に関する法令を通した。そこから各弁護士職能組織が生まれ、北部で1949年以降、南部で1975年の解放の日以降に設立された弁護人の各方式を代替した。1987年弁護士組織に関する法令は、国家刷新の時期における弁護士業の法的位置付けを確立した。本法令の規定は、全国に弁護士会を設立する法的基盤を作り、それにより各司法活動に参加し社会に法律サービスを提供する弁護士を集めて組織化した。弁護士会は、社会一職業組織として役割を担いつつ、弁護士職業組織としての役割を担う。

2001年弁護士に関する法令は、我が国の弁護士業制度における一步前進である。弁護士、弁護士業、弁護士職業組織及び弁護士の社会一職業組織に関する制度がより完成され、その中で弁護士の社会一職業組織及び弁護士職業組織を明確に叙述した。これら規定は、社会主義を指向する市場経済において弁護士業が発展し、司法改革及びベトナム社会主義法治国家建設の作業に貢献する機会を作った。

2001年弁護士に関する法令を継承完成する2006年弁護士法を修正、追加する法（以下、弁護士法と略称）が2012年に生まれたことは、この30年余のドイモイにおける我が国の弁護士、弁護士業、弁護士の社会一職業組織及び弁護士職業組織の制度の発展を特徴付ける画期的な出来事である。

弁護士法の公布は、弁護士及び弁護士業に関する社会関係を認める法的証拠である。全体として、国家は、弁護士及び弁護士業に関する各社会関係を法律化し、有益な発展の機会並びに経済社会の発展、司法改革作業及び社会主義法治国家建設への積極的貢献の機会を作った。

経済が発展する時、経済的な対立と紛争が発生し、法律違反や犯罪も増加する可能性がある。その背景の中で、国家は対立、紛争を解決し、法律違反及び犯罪を防止、処理する役割を担う。実際、もし各経済主体が製造開始時から営業の全過程を通して弁護士の法律サービスを使用すれば、経済的対立と紛争が減少するだけでなく、法律規定に従って製造一営業の発展に貢献し、それによって国家の各経済紛争対立の解決及びより効果的な法律違反、犯罪の処理を助けるだろうことが分かる。各刑事事件について、もし依頼人が暫定留置、勾留、起訴前の捜査、起訴をされた時から訴訟過程に参加できれば、弁護士は各捜査機関と連携して事件を解決し、正義を守り法制を守ることに貢献する環境が得られ、不法な状況が限定されるだろう。

弁護士業はまた他の多くの職業と同じく、経済社会発展の必要性によって形成される。30年の国家刷新の後、我が国の経済は目覚ましい発展を遂げた。しかし今に至るも工業化、近代化及び国際統合を背景に、特に世界が2016年に正式に第4次産業革命に入り込んでから、持続可能な発展のために継続して解決すべき問題が多く残っている。

多くの困難、挑戦を乗り越え、各弁護士は、積極的に祖国の建設及び防衛活動に貢献した。2013年1月14日、首相は、毎年10月10日をベトナム弁護士の日とする決定第149/QĐ-TTg号に署名した。これは、70年以上前に誕生し、民主ベトナムで発展した弁護士業の輝かしい記念日である。

II. 弁護士の位置づけ及び役割

20年以上前、我が国の弁護士及び弁護士業は、司法活動、法治国家建設に著しく貢献し経済社会の発展を促進したために、社会集団及び国家から注目された。

世界の多くの先進国で、弁護士及び弁護士業は、これらグループの社会への重大な貢献について常に尊敬を得ている。質の高い法律サービスが提供できるように、弁護士は見識、知恵の両方を用い、心を込めて職業倫理に基づき、顧客に奉仕し、社会集団に奉仕した。それを叶えるには、それぞれの弁護士が、専門レベル、職業技能を上げるために常に学び、鍛え、見識を蓄積し、心に精神、倫理を満たし、そして公正、公平、正義を活動の目標とし、法律、倫理規定を行為及び職業活動の尺度として弁護士職を行わなければならない。弁護士業の困難さは、単に法律に関する見識を提供するだけでなく、自らの生活体験を通して顧客に最上の諮問²、権利の防御を行わなければならないことである。しかし、弁護士は、顧客の法的権利を最上にしたいからと各訴訟進行機関又はその他の各国家機関を誤解させてそれら各機関の活動を困難にさせる状況にしてもいけない。各訴訟進行機関及び各国家機関に、

² (監修者注)「諮問」と訳出されているベトナム語は「*tu vấn*」である。コンサルティングや相談と訳されることがある。以下では一貫して「諮問」と訳出している。

弁護士の目的が彼らと連携して正義の、法制の、個人、市民及び組織の合法的権益の防御に貢献することであると、いかにして理解、認識させるかは、正に容易ならざる任務である。

本質的に、弁護士業は、顧客への奉仕の精神を表すのみならず、正義の、法律の防御における弁護士及び各国家機関の関係及び連携を表すものである。しかし、弁護士の職業活動における価値及び目標が常に社会集団及び各当局からの絶対的支持を得られる訳ではない。下手に処理を行うと、位置付け、役割、職能、義務及び任務が異なる各主体の間の法律関係における衝突が容易に発生するだろう。

例えば、法律違反及び犯罪が疑われる者を発見し、確定する証拠がある時、各訴訟進行機関は起訴前の捜査及び起訴を行う。捜査機関は、その犯罪が疑われる行為を明らかにするための各業務を行う。被疑者、被告人の合法的権益の弁明、防御に参加する弁護士は、被疑者、被告人の法的権利を防御できる要素を引き出せなければならず、証拠の評価、収集を行い、捜査機関の執行手続、手順全体が訴訟法に適合するか否かの見直しを再度行わなければならない。訴訟進行機関の誤りを発見した場合、弁護士は職責及び職業義務により各管轄機関に請願を行う必要がある。このような場合、弁護士が捜査活動を妨害したと見なされる可能性があり、弁護士は専門業務の基礎が強固でなければ顧客の権利の最上の防御が大変困難になる。

弁護士及び弁護士業は多くの先進国に数百年存在し、今日まで社会から高貴な職業として認識されてきた。これは、経験蓄積の長い歴史の成果であり、多くの世代の弁護士の激務が培った結果である。実に、社会からそのような承認を得るのはそれほど単純なことではない。なぜなら、どの職業にも負の面があり、全ての弁護士が職業を開始する時から職業活動を行う人生の全てを通して職業の各価値、標準を維持し、顧客に奉仕し、社会に奉仕し、全ての人から認められる訳ではなく、法律違反及び職業倫理違反を犯す弁護士がいる。しかし、職業の負の面、リスク及び災難を超えて、弁護士及び弁護士グループ全体は、職業の価値、標準を構築し、法治国家の建設に貢献し、経済社会の発展を促進し、治安の維持及び社会の安定に貢献することができた。貢献及びその価値が社会に承認されたのである。

ベトナムでは、1986年に始まった国家刷新活動のおかげで、弁護士及び弁護士業は継続的にその本来の価値通りの評価を受けた。2001年弁護士に関する法令の公布により、国家は、弁護士及び弁護士業が発展の機会を得られるように各弁護士職業組織の法的基礎を確立した。それにより、弁護士職業組織は一つの企業としての法的地位を持ち、弁護士業の発展に好都合な法的環境を作った。弁護士業は一つの自由業として確立され、弁護士は独立して活動し、個人の責任及び弁護士職業組織の責任を負う。特に、2006年の弁護士法公布後、弁護士及び弁護士業は実際に国家及び社会集団から注目を受けた。具体的には、2006年弁護士法は、我が国の社会主義法治国家建設及び社会主義を指向する市場経済の発展における弁護士及び弁護士業の位置付けの確定に貢献した。

では、ベトナムの弁護士の位置付け、役割は、ドイモイ活動において、また工業化、近代化、国際統合の時期に、どのように認識、評価されてきただろうか。

制度面では、「今後数年間の司法業務の諸重点任務」に関する 2002 年 1 月 2 日政治局決議第 08-NQ/TW 号の第 B 部第 1 項第 c 号が以下の通り記している。「裁判所の判決は、主に法廷での訴訟の結果を根拠に、証拠、検察官、辩护人、被告人、証人、原告、被告及び合法的權益を有する者の意見の十分な、全面的な検討に基づき、法律通りに、説得力のある判決文、決定を規定の期限内に出すこと」。

法廷での訴訟結果を決定して裁判所の判決の根拠とすることは、実に民主的、文明的、近代的司法の構築を指向する司法改革への一歩前進である。決議第 08-NQ/TW 号は、我が国の司法改革活動の道を開く一陣の風のようなものである。辩护人及び辩护人業は、実際、法廷での訴訟に参加し、力を発揮する場を得た。そこから、訴訟における辩护人の役割及び位置付けが裁判所により一歩ずつ注目及び評価を受けるようになった。決議第 08-NQ/TW 号が能力及び徳性を十分に備えた辩护人グループの発展及び強化の緊急性を強調していることは、党、国家が辩护人及び辩护人業の位置付け、役割を明確に認識し始めたことを示す。

2002 年決議第 08-NQ/TW 号の後、政治局は続けて以下の通り明記した 2020 年までの司法改革戦略に関する 2005 年 6 月 2 日決議第 49-NQ/TW 号を公布した。「過去数年、党の各決議、特に『今後数年間の司法業務の諸重点任務に関する』2002 年 1 月 2 日政治局決議第 08-NQ/TW 号を実施し、党の各委員会、組織から強い決心を持って指導及び実施運営が行われた司法改革活動は、多くの結果を達成した。司法業務に対する認識及び関心には、多くの積極的な方向の変化があった。司法活動の質が一歩向上し、政治の安定、社会の安全秩序の維持に貢献し、経済発展、国際統合、国家の建設及び防衛のための安定的環境を作った。しかし、それらの結果は最初の一歩であり、最も緊急な問題の解決に集中しただけである。司法業務は、まだ多くの限界を示している。刑事政策、民事法及び司法訴訟関連の法律の制定には、マイナス面が多く残っており、修正、追加は遅い」³。司法改革の目標は以下の通り決議に記されている。「清く、強く、民主的で、厳格で、正義を守り、一歩ずつ近代化し、人民に奉仕し、祖国社会主義ベトナムに奉仕する司法の構築。効果的且つ効率的に進行される審理活動に重点を置いた司法活動」⁴。決議第 49-NQ/TW 号は、続けて司法改革の各任務の中の一つを以下の通り強調する。「辩护人のチームを訓練し、政治的手腕、倫理を有し専門レベルを備えた十分な人数まで発展させる。辩护人が法廷で争訟を上手に行えるよう保障する機構を完成させると同時に、辩护人の責任制度を定義する。国家は、辩护人組織の自治を促進するために司法に関する環境を作り、各辩护人組織のメンバーに対する責任を促進する」⁵。

3、 2、 3、 4. 2020 年までの司法改革戦略に関する 2005 年 6 月 2 日政治局決議第 49-NQ/TW 号の抜粋。

決議第 49-NQ/TW 号を調べると、決議第 49-NQ/TW 号の最も重要な問題の一つは各司法機関の活動の質、全ての審理における争訟の質の向上であり、これを司法活動の打開策と見なしていること、いくつかの司法活動を一歩ずつ社会化していくことが分かる⁶。我が国の司法改革の最重要課題に関する党の指導は正にこの点で一貫している。

司法改革に関する党の道筋、政策と平行して、弁護士及び弁護士業の位置付け、役割も国家の承認、注目を受けており、第 XI 期国会は 2006 年弁護士法を通し、また第 XIII 期国会は 2012 年に弁護士法諸条を修正、追加する法を通した。その後、弁護士法を具体化する多くの国家の法文書が以下の通り公布された。2020 年までの弁護士業発展戦略の承認に関する 2011 年 7 月 5 日首相決定第 1072/QĐ-TTg 号。「2010 年から 2020 年までの国際経済統合サービスを行う弁護士チームの発展」計画の承認に関する 2010 年 1 月 18 日首相決定第 123/QĐ-TTg 号。政府は、弁護士法諸条の詳細及び施行方法を規定する 2013 年 10 月 14 日議定第 123/2013/NĐ-CP 号を公布した。司法省も、2 つの指導通達である「弁護士職実習の指導」に関する 2013 年 11 月 28 日通達第 19/2013/TT-BTP 号及び「弁護士の専門訓練参加義務、業務の規定」に関する 2014 年 4 月 7 日通達第 10/2014/TT-BTP 号を公布した。2013 年憲法第 31 条第 4 項は、以下の通り規定する。「逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理が行われる者は、自ら弁明する、弁護士又はその他の者に弁護を依頼する権利を有する」。2015 年刑事訴訟法も第 V 章（第 72 条から第 84 条まで）で当事者の弁護及び権利擁護の制度について規定する。2013 年憲法と合わせ、2015 年刑事訴訟法、弁護士法及び法の下各法規範文書は、弁護士及び弁護士業の発展のための比較的完成された法的ガイドラインを確立した。社会の中の少なくとも 1 つの職業が、国家の最高の法律文書からこのような各法文書及び法の下文書に至るまで、系統的に法律化された。このことは、社会の中の弁護士、弁護士組織及び弁護士業の特殊性、重要性及び位置付け、役割を示す。

実際、ここ数年、いくつかの不当で誤った事件で、国家により潔白が承認され、各被害者に賠償が行われた。その中で、弁護士は、各訴訟進行機関の誤りの発見及び処理への参加の役割を担った。刑事訴訟の各関係に参加する場合、弁護士は、被疑者、被告人の合法的權益を擁護する責任を負うだけでなく、正義を守り、法制を守り、個人及び訴訟進行機関の主観的又は客観的な誤りを制限するために各訴訟進行機関と連携する役割を担う。

しかし、各訴訟進行機関で働く労働者、幹部の専門レベル、政治意識、倫理の問題がいまだに答えの出ないまま背景にあり、これら訴訟進行機関の作業の中でいくつか誤りが発生することが避けがたいことを認識する必要もある。その他に、厳しく管理されないと市場経済機構の裏面の消極的な要素が常にそれぞれの訴訟進行機関の活動に入り込むことも、幹部、職員の一部が社会生活などの消極面を前にして腐敗する原因の一つである。この問題の解決に有効な方法として、正義を守り法制を守るという共通目的のために、捜査、起訴、審理の過程において弁護士の訴訟進行機関に対する役割と執訟執行機関との連携を高める必要があると提案する。

日本、アメリカ、イギリス、フランスなどの先進国では実際、各刑事事件について、弁護士が事件の起訴前の捜査段階、被告人起訴段階から参加して弁護し、ほとんど全ての刑事事件に参加して弁護し、職業の範囲の枠内で多様な法律サービスを提供することができる。それを通して、冤罪をせず、事柄を間違えず、法律通りの解決に貢献すると同時に、経済社会の発展促進及び法治国家の構築に貢献する。

最高人民裁判所、最高人民検察院のいくつかの報告によると、この3年間に弁護士が弁護に参加した民事非訟訴訟事件及び刑事事件の件数は、総数の20%近くを占めた。この数字は、弁護士グループの司法活動への貢献がまだかなり少ないことを示す。一方、2015年刑事訴訟法第76条は、弁護人の参加を必須とする事件は以下に関連する事件を含むと規定した。(i) 刑法が刑罰の最高枠である懲役20年、終身刑、死刑に規定する罪、又は、(ii) 罪に問われた者が、自己弁護できない身体障害者であるか、精神障害者又は18歳未満である。弁護士が各刑事事件の弁護に参加するという要因が、正に社会の正義、公平に対する人民の信頼を増し、そこから司法改革及び社会主義法治国家ベトナムの建設の活動に貢献した。各刑事事件に弁護人がおらず、弁護に参加する弁護士がいなければ、人民の正義への信頼が影響を受け、正義が損なわれるだろう。

国のドイモイの過程に伴い、外国のベトナムへの投資が企業数及び投資額の面で絶え間なく増加している。これまでにベトナムは、製造営業分野に1000億米ドル超の投資を受けた。その力は国の経済社会の発展促進に少なからず貢献した。その過程で、弁護士グループは、各企業、各投資家に寄り添って法律面の諮問の役割を担い、少なからず貢献した。なぜならば、外国投資家は、受入国の投資環境に関する法的知識無しに資金を投資する危険を冒さないからである。各外国投資家への法律の諮問は、常に、投資家の投資を決定するか否かの検討を助けて道を開く活動である。さらに、製造経営への投資過程において、諮問を行う弁護士は、外国企業に寄り添い、リスクを避け、各紛争、経済対立が発生した場合遅滞なく処理するために常に見られる要因でもある。正にそれにより、特にベトナムの各外国投資企業への、一般には実業界への弁護士の法律諮問活動は、経済社会の発展促進に貢献した。

弁護士の役割は、司法活動における正義に対する市民の信頼を作り出すだけでなく、経済社会発展促進のための製造営業への法律面の支援にもあると言えよう。前国際法曹協会会長川村明氏は、2013年東京でのベトナム弁護士連合会副会長 **Đỗ Ngọc Thịnh** (ド・ゴク・ティン) 弁護士との接触で、以下のことをベトナム弁護士連合会と共有した。ベトナムの友人達が市場経済の発展及び法治国家の建設を願うのであれば、彼らは弁護士のグループを育てられなければならない。「育てる」には意味が2つあり、1つ目の意味は、国家及び弁護士の社会—職業組織が弁護士グループを構築発展できなければならないこと。2つ目の意味は、それぞれの弁護士及び弁護士グループ全体が、質の高い法律サービスを顧客及び社会集団に提供するための能力を十分に有し、法律サービスの使用に対する社会からの要求に応え、国家及び社会からの弁護士及び弁護士業への信頼を確立するために、専門レベル、職業技能、政治的質、倫理の訓練への努力を止めないこと。

弁護士及び弁護士業の活動一般に影響する要素は、弁護士、弁護士業の制度の完成から職業活動の実践まで、沢山ある。それぞれの弁護士及び全てのグループの法律サービスの社会への提供における努力では、品質を保証しながら、認識、機構に関する、人民、顧客の法的意識に関する数多くの困難を超えなければならない。その他に、その全過程において、弁護士は常に顧客の合法的権益の最良の防御という職務を全うし、共同体への奉仕、社会への奉仕の精神を表す必要がある。正にそういう訳で、社会における弁護士の位置付け、役割を今日のように確立できたことは、党、国家及び弁護士グループによる養成、構築の過程、時間、努力があって初めて可能だった。

弁護士業は、国家及び社会から特別な関心を向けられる数少ない職業の中の一つである。弁護士業のサービスの対象は大変広範にわたり、各種の経済社会主体、各非訟事件、訴訟事件に関連する原告、被告、権利義務を有する者などの各側を含む。正にそのため、弁護士及び弁護士業の位置付け、役割及び社会的機能は、非常に大きい。

Ⅲ. 弁護士の社会的機能

顧客に法律サービスを提供する弁護士は、弁護士職業組織の法律サービス契約を通して報酬を受ける必要がある。弁護士の報酬は、法律サービス使用を必要とする一方の側とその必要に応える能力を有するもう片方の側との間の民事関係において常識的なことである。弁護士がここで提供する「商品」は、法律知識及び顧客の必要に応じて提示される各問題の処理経験である。本質的に、弁護士は双方の合意に従って自らが有する「灰白質を」顧客に「売る」。そのため弁護士業は「知的」職業と見なされる。弁護士報酬の額は、能力、ブランド及び社会的信用に応じて計算される。弁護士業は難しい職業であり、その職業の者には見識があり、専門レベルを備え、職業的倫理及び手腕に満たされていることを要求されると同時に、業務の過程で常に現れる困難、挑戦及びリスクを乗り越えられる能力が必要である。よって、評判が高く有名な弁護士に誰もがなれる訳ではない。

各先進国では普通、高等学校のトップの者だけが法学部に申し込めるが、さらに弁護士になるためには法学部卒業後に比較的多くの時間と努力が必要となる。職業の本質から発し、弁護士は、不幸にも犯罪に陥った社会の「弱き」者を救う「騎士」と見なされる。そのため、弁護士、弁護士業は、現れた時から社会から認められ、尊敬されていた。経済一社会の発展に伴う対立、紛争は避け難いが、そのため、法律サービスを使用する必要性も増して弁護士業が発展する機会を作り出し、それに伴って弁護士の収入も増えた。弁護士業の核は、専門知識、職業技能だけでなく、倫理でもある。弁護士は、奉仕の精神に満たされながら正義、公平のために戦う能力を示せなければならず、そうして初めて社会から尊敬されるのである。これは正に弁護士の職業倫理であり、また正に弁護士の社会的機能でもある。

職業活動を通して金持ちになるために金儲けに励まないほうが良い。なぜなら、裏面無しに多くのお金が儲けられる職業は無いからである。共同体への奉仕の精神から、純粋な心

から出発しなければ、弁護士が社会の信頼を得ることは難しく、そのために弁護士業の社会的価値が損なわれるだろう。

弁護士の社会的機能は、社会に貢献し適切な価値をもたらす弁護士の職業活動の諸相であると考えることができる。弁護士活動の諸相は、以下のいくつかの内容で展開される。

(i) 弁護士の訴訟活動は、正義を守り、法制を守り、各個人、市民、各経済—社会組織及び国家の合法的権益を防御することに貢献する。司法活動に弁護士の参加が無ければ、民主的で、透明性が高い、公開の司法の構築が難しく、人々の正義への信頼が低下するであろう。特に不当で誤った審理が発生した場合、正義が損なわれ、埋め合わせは困難だろう。そのため、弁護士が司法活動に参加している時の訴訟活動は、各個人、市民、各経済—社会組織の合法的権益の保護に貢献し、正義を守ることに貢献するだけでない。人民の正義、公平、公正への信頼を作り出すことができ、そこから社会制度への信頼を強化することが重要なのである。

(ii) 法律面の諮問、その他の各法律サービス又は訴訟以外での代理を通じた弁護士の法律サービス提供活動は、皆、法律及び職業倫理に基づいて顧客の法的権利を最上を守る任務から出発する。弁護士の法律サービスは、経済—社会の紛争、対立を文明的に解決し、全ての者にとって社会を安定的、安全にできるだけでなく、投資、製造、経営の準備段階から使用されれば又は社会のそれら過程のどれについても参加すれば、発生し得る各リスクの防止に貢献する。

(iii) さらに、弁護士の社会的機能は、各法律扶助活動を通して示される。これは弁護士の共同体への奉仕の精神を表す、困難な状況にある人、家族に対する活動である。弁護士及び弁護士グループの法律扶助活動における社会貢献は、弁護士業の社会的価値の確立に貢献した。過去数年、弁護士、弁護士グループは国家及び社会から注目を受け、貧困撲滅の社会政策、プログラムの実施及び持続可能な発展の保障に少なからず貢献した。

ベトナムの弁護士は現在社会生活のほとんど全ての領域で職業活動をしている。よって、弁護士、弁護士業の社会的機能は、社会の各主体の法律サービス使用の必要性を満たすために非常に多様である。

ベトナム弁護士連合会の緊急統計によると、2017年3月31日の連合会所属弁護士の人数は11,113人。ベトナムの人口9,000万超と比較すると、これは、特に現在のよう市場経済発展及び社会主義法治国家建設の状況では、社会の法律サービス使用の需要に応えるためにはまだ大変控えめな数字である。弁護士はサービス提供の際、品質を保障する必要がある。なぜなら、もし法律サービス提供が品質を保障しなければ、その弁護士個人に対する信用に影響するだけでなく弁護士グループ及び弁護士業にまで影響が及ぶからだ。現在のベトナムの弁護士グループの実際の品質が不均一なことも自分自身に帰する要素の一つであり、社会の法律サービス使用の程度がまだ限られていることにつながる。その他に、弁護士の参

加にとって障壁の多い尋問手続モデルなど、客観的な要素も弁護士及び弁護士業の発展に一定の影響を及ぼす。

上記所属弁護士の人数及び弁護士職業組織の数 3、500 について平均を求めると、それぞれの弁護士職業組織に弁護士が 3 人しかいない。実際、小さな弁護士職業組織には、個人、中小企業に法律サービスを提供する能力しかなく、現在の国際統合及びグローバル化の環境下で多くの複雑な経済社会関係を有する大企業に法律サービスを提供する能力は不十分である。

現在、ブランド及び信用があり、国内及び国際ビジネス界に法律サービスを提供する能力があるベトナムの弁護士職業組織の数は、両手の指で数えるほど少ない。具体的には、国際商事の非訟事件及び訴訟事件の諮問及び争訟参加を行う能力を有する弁護士職業組織は 30 から 50 だけ。これも、ベトナムの弁護士グループが自分の「庭」の法律サービス提供の市場を失わないために議論が必要な問題である。ベトナムの 2020 年までの企業数目標 100 万を背景に、弁護士グループ及び弁護士業は、企業の法律サービス使用の需要に応える機会を沢山増やす必要があるが、それに伴い、それぞれの弁護士及び弁護士グループ全体の公共に奉仕し顧客に奉仕する義務、意識及び責任を向上させる必要がある。弁護士の法律サービス提供は、品質を保障しなければならない。弁護士業の多大な信用、ブランド及び社会的価値への影響は最大限制限する。

全般的に見て、顧客及び社会集団の法律サービス使用の各需要に応える能力を備えた弁護士グループを構築し、数を増やして質を高めて発展させることは、ベトナム弁護士連合会の中心的任務の一つである。これは弁護士の社会一職業組織、各弁護士職業組織に属する責任であるだけでなくそれぞれの弁護士の責任でもある。具体的には、それぞれの弁護士は、顧客及び社会集団に奉仕するために、専門業務知識、職業技能に関する勉強、再教育、訓練を止めず、政治的質、倫理を向上させ、そこから自身の職業技能の向上に貢献し、弁護士業を構築し、また国家の弁護士グループの事業、発展に貢献しなければならない。このようにして初めて弁護士の位置付け、役割及び社会的機能は、社会制度によって弁護士及び弁護士業に与えられる多大な社会的意義、価値を含むのである。

第3章

弁護士の社会—職業組織

I. 法律的基盤（根拠）

民族の独立を勝ち得た直後から、若い人民民主政権とホーチミン主席は、弁護士の社会—職業組織の設立に大変関心を向けた。勅令第 46/SL 号は、新しい制度の中で発展する弁護士の社会職業組織の法的基礎であり、土台を作るものである。勅令第 46/SL 号第 1 条は、次の通り述べる。「ベトナム民主共和国内の弁護士の各組織、各団体は、以前と同じに維持される」。このように、北部、中部、南部 3 地方の全てにおいて弁護士の社会—職業組織は、新制度の中で維持され活動を行う。

フランス植民地及びアメリカ帝国に対する 2 回の抗戦の中、弁護士の社会—職業組織には、他の多くの社会—職業組織のような発展の機会がまだ無かった。しかし、自ら弁護する、弁護士により弁護される権利は、1946 年憲法、1959 年憲法、1980 年憲法及び 2001 年に修正、追加された 1992 年憲法によって肯定され、認められた。

1980 年憲法第 133 条は以下の通り規定する。「弁護士組織は、被疑者、被告人及びその他各当事者を法律面で助けるために設立される」。その後、2001 年に修正、追加された 1992 年憲法の第 132 条は以下の通り規定する。「弁護士組織は、被告人及びその他各当事者の自らの合法的権益の防御を助け、社会主義の法制の保障に貢献するために、設立される」。弁護士の社会—職業組織及び弁護士の職業活動は常に各憲法で認められている。このことは、社会生活における弁護士の社会—職業組織の重要性をも示す。

1980 年憲法の規定を具体化し、国会常務委員会は 1987 年弁護士組織法を公布した。その中の、第 1 条の弁護士職業組織に関する具体的な規定は以下の通り。「ベトナム社会主義共和国の弁護士組織は、市民及び各組織を法律面で助けるために各省、中央直轄市に設立される各弁護士会及び同等の行政部署である」。1987 年弁護士組織法第 7 条は以下の通り規定する。「弁護士会は、弁護士の職業組織である」。

1987 年弁護士組織法を継承し、発展させ、国会常務委員会は 2001 年弁護士法を公布した。2001 年弁護士法第 4 条は、弁護士の社会—職業組織について以下の通りより具体的に規定する。「*弁護士の社会—職業組織は、本法律の規定に従って各弁護士を代表し、合法的権益を守り、法律、弁護士職業倫理規定の遵守を監視し、弁護士の職業管理に参加するために設立される*」。

弁護士法ができた時に初めて、弁護士の社会—職業組織の法的位置付け及び機能、任務が明確且つ最も十分に表された。弁護士の社会—職業組織は、弁護士法の各条、すなわち第 7 条、第 60 条、第 61 条、第 62 条、第 64 条、第 65 条、第 66 条、第 67 条及び第 84 条に規定される。その後、ベトナム弁護士連合会定款が第 I 章、第 II 章、第 III 章の各規定（第 1 条

から第 25 条まで) で弁護士の社会一職業組織の内容及び弁護士の社会一職業組織に関連する内容を具体化した。

II. 位置づけ、役割

弁護士業は、自由業であり、独立して活動し、個人で責任を負うものである。職業活動を行う際、それぞれの弁護士は、法律及び職業倫理に基づいて顧客の権利を最も上手に擁護する法律サービスを提供する責任を負う。弁護士法第 23 条の規定によると、弁護士は個人資格で業務を行うか又は職業組織を通して業務を行うことができる。

業務を始めたばかりの弁護士では、法律サービス提供の際に顧客、人民の信頼を最初からすぐに作り出すのは大変困難であり、時間がかかる。弁護士が最初から信用を作り出せなければならないのは、そうして初めて顧客は自分が遭遇する紛争及び対立の中の、自分の気持ちを表現したり、秘密や説明が難しい複雑なことを話したりできるからである。もし弁護士が専門職団体とつながりを持たず、顧客の信用を作り出せるよう専門職団体から職業資格を証明又は認証されなければ、弁護士の法律サービス実施のために顧客を促してその弁護士を選ばせるのはとても難しいだろう。

弁護士業の重要な要件は「信頼」を作ることであり、その中に顧客が弁護士に向ける信頼がある。その信頼は、弁護士が社会一職業組織のメンバーである場合だけ得ることができる。何かの社会一職業組織に属さなければ「私は弁護士です」と言えない。弁護士及び弁護士の社会一職業組織は常に密接につながり、職業活動、発展の過程で互いに援助しあう。正にそのため、弁護士法は、弁護士と弁護士の社会一職業組織の関係が法律関係であると規定し、それぞれの主体の権利義務は明確に規定された（弁護士法第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 11 条を参照のこと）。弁護士の社会一職業組織が信用及び位置を得ることができるのは、そこに参加する各弁護士のおかげである。逆に、1 人の弁護士が顧客からの信用を失うと、グループの信用も道連れにする。具体的には、弁護士の合法的権利の代表及び擁護者である弁護士の社会一職業組織も影響を受ける。

弁護士の社会一職業組織は、以下の弁護士法第 7 条の規定に従って各弁護士を結びつける役割を担う。

「*弁護士の社会一職業組織は、弁護士の権利と正当な利益を代表・保護し、専門的な職業弁護士を養成し、法律、ベトナム弁護士職務倫理規程の遵守を監督し、本法律の規定に基づき弁護士及び弁護士業務の管理を実施するために設立される。*

「*弁護士の社会一職業組織は、省、中央直属市の弁護士会及びベトナム弁護士連合会である*」

弁護士の社会一職業組織が上記の役割を果たせるよう、組織構造、モデル、活動の効果及び組織の運営機構に注意する必要がある。これは社会一職業組織の存在のために何より重要な問題である。

理論面では、弁護士の社会一職業組織は以下の各役割を保証する必要がある。

弁護士の社会一職業組織は、弁護士の合法的権益を代表し、擁護し、それぞれの弁護士及び弁護士グループが関心を持つ問題に関して国家的及び国際的な公開討論の場で弁護士の声を上げる。それぞれの弁護士は職業活動の中で自らの政治的意見を述べて良いが、それら各意見の力は弁護士の社会一職業組織の声としてまとめられる際に増大する。他の言い方をすると、弁護士の社会一職業組織は正に弁護士界の代表者である。弁護士の社会一職業組織は常に各弁護士の意志、願望、要請を受け付け、弁護士の合法的権利の援助及び擁護のために国家及び社会に伝える。

弁護士の社会一職業組織は、法律に規定された自治に従って、法律、ベトナム弁護士職務倫理規程の遵守を監督し、弁護士、弁護士職の管理を実施する役割を担う。弁護士が業務上の事故又はリスクに合った場合、弁護士の社会一職業組織は、その者が克服し、乗り越えるために、事故、リスクを共有し、人員を動員する。法律及び職業倫理に違反した弁護士に対し、弁護士の社会一職業組織は、克服、制限及び再犯防止のための矯正、援助、教育を行う。弁護士が故意に法律違反及び職業倫理違反を行う又は再犯する場合、社会一職業組織も定款及び弁護士懲戒処理規定の規定に従って決然と懲戒処理を行う。

弁護士社会一職業組織による弁護士の専門、業務再教育の仕事は、ベトナム弁護士連合会及び各弁護士会の中心的任務の一つである。専門、業務再教育の仕事を通して、弁護士グループの質が一步ずつ高められる。前を行く弁護士世代が後に行く弁護士世代に業務を伝える。弁護士は常に弁護士社会一職業組織が運営、展開を行う各プログラムによる専門、業務に関する勉強、再教育を行い、現在の競争及びグローバル化を背景とする社会の法律サービス使用の必要性に応える責任を負わねばならない。

弁護士業の基準となる価値の構築は、顧客及び社会集団からの信頼を得るための、弁護士及び弁護士業の目標であり且つ活動の動力でもある。全ての弁護士は業務開始の際、最初から弁護士業の基準となる価値を把握し、弁護士業に対する信用を維持しなければならない。弁護士は、顧客との、同僚との、各訴訟進行機関との、その他各国家機関との、各メディア及び社会集団との関係における職業倫理、行為規則を育てる必要がある。それぞれの弁護士の専門レベルは異なるだろうが、職業活動中の行為はベトナム弁護士職務倫理規程に基づく一般的標準及び規定に従わねばならない。このようにして初めて、社会は弁護士の法律サービスの使用及び弁護士業に信頼を置く。信頼を得て初めて、弁護士は顧客を得、弁護士業は発展の機会を得る。

ベトナム弁護士職務倫理規程は、弁護士が業務を行う際の倫理基準及び行動の方法を根拠とする「法律」のような物であり、弁護士の職業活動における行為の指標である。全ての弁護士は、職業の開始前及び職業の全過程を通して、その「法律」を把握し十分、厳格に遵守する必要がある。ベトナム弁護士職務倫理規程の発行の他に、弁護士の社会一職業組織は、弁護士組織が自治制度により弁護士を管理するための組織規則、活動に関する多くの規定も発行する。多くの活動を通して、弁護士の社会一職業組織は全国の弁護士グループを集め、共に正義を守り、法制を守り、個人、市民、各経済一社会組織の合法的権益の擁護に貢献することができた。そこから、弁護士業の基準となる価値が確立され、日々完成される。

III. 弁護士の社会一職業組織の組織機構及び人事システム

弁護士法第 7 条の規定では、弁護士の社会一職業組織はベトナム弁護士連合会及び弁護士会を含む。それによると、ベトナム弁護士連合会は全国の各弁護士会を統一する社会一職業組織である。ベトナム弁護士連合会のメンバーは、弁護士会及び各弁護士を含む。

ベトナム弁護士連合会は、「全国弁護士組織設立」計画の承認に関する 2008 年 1 月 16 日首相決定第 76/QĐ-TTg 号に従って設立されている。設立時、ベトナム弁護士連合会のメンバーは弁護士会 62 及び弁護士 5、300 人であった。2017 年 3 月 31 日に、ベトナム弁護士連合会のメンバーは弁護士会 63 及び弁護士 11、113 人になった。ベトナム弁護士連合会の組織機構は、以下のものを含む。連合会の最高指導機関である全国弁護士代表大会。全国弁護士代表大会が開催されていない期間におけるベトナム弁護士連合会の指導機関である、全国弁護士代表大会の選挙で選ばれた弁護士 93 名を含む全国弁護士評議会。全国弁護士評議会が開催されていない期間における連合会の業務執行機関である、全国弁護士評議会の選挙で選ばれた委員 21 名を含む連合会常任委員会。現在会長 1 人及び連合会の定例活動執行の任務を行う副会長 3 人を含む、連合会常任委員会の会期の間の連合会常任。

連合会の補助機関は、次のものを含む。連合会事務局、在ホーチミン市連合会代表機関及び 7 つの専門委員会（弁護士権利利益擁護委員会、養成、強化委員会、監察委員会、経済財政委員会、表彰懲戒委員会、国際関係委員会、法律作成及び法律扶助委員会を含む）、並びにベトナム国際商事弁護士クラブ、弁護士雑誌、法律相談センター及びベトナム弁護士養成学校を含むその他 4 つの直属部署。定款の規定によれば、連合会は連合会常任委員会の提案に従ってさらに各機関、部署を設立でき、それは全国弁護士評議会によって可決される。

弁護士会は、弁護士が 3 人以上いる場合に各省、中央直轄市人民委員会により設立される社会一職業組織である。弁護士法第 60 条は、以下の通り規定する。「省・中央直轄市に、弁護士免許を有する者が 3 人以上が存在する場合には、弁護士会を設立することができる」。現在各弁護士会は以下の通り、人数によって各グループに分けられている。

グループ 1	弁護士 3015 人のハノイ市弁護士会
--------	---------------------

<p>弁護士 3、000 人以上の弁護士会は 2 つある</p>	<p>弁護士 4608 人のホーチミン市弁護士会</p>
<p>グループ 2</p> <p>弁護士 190 人から 3、000 人までの弁護士会は 3 つある</p>	<p>弁護士 296 人のドンナイ弁護士会</p> <p>弁護士 195 人のバリア-ヴンタウ弁護士会</p> <p>弁護士 238 人のカントー市弁護士会</p>
<p>グループ 3</p> <p>弁護士 100 人から 200 人までの弁護士会が 4 つある</p>	<p>弁護士 198 人のダナン市弁護士会</p> <p>弁護士 167 人のハイフォン市弁護士会</p> <p>弁護士 115 人のビンズオン弁護士会</p> <p>弁護士 105 人のゲアン弁護士会</p>
<p>グループ 4</p> <p>弁護士の人数が 30 人から 100 人までの残りの各弁護士会は 32 の弁護士会を含む</p>	<p>ザライ、クアンガイ、ビントゥアン、カマウ、ビンディン、クアンビン、ソクチャン、フンイエ、ハイズオン、ヴィンフク、ベンチェ、タイニン、クアンナム、タイグエン、キエンザン、フート、ナムディン、バクザン、バクニン、トゥアティエンフエ、ドンタップ、ヴィンロン、カインホア、ティエンザン、タインホア、ダクラク、ビンフオック、クアンニン、アンザン、タイビン、ロンアン、ラムドン</p> <p>の弁護士会。</p>
<p>グループ 5</p> <p>弁護士の人数が 30 人未満の各弁護士会は 22 の弁護士会を含む</p>	<p>バクカン、コントウム、ライチャウ、ソンラ、ダクノン、ランソン、ラオカイ、クアンチ、ハウザン、ホアビン、ニンビン、チャーヴィン、バクリエウ、カオバン、ディエンビエン、ハザン、ハナム、ハティン、ニントゥアン、トゥエンクアン、フーイエン、イエンバイ</p> <p>の弁護士会。</p>

ベトナム弁護士連合会定款の規定による各弁護士会の人事システムは、以下のものを含む。

- 弁護士会の全体大会又は弁護士代表大会- 弁護士会の最高指導機関。

- 弁護士会の全体大会又は弁護士代表大会の投票で選ぶ、弁護士会の全体大会又は弁護士代表大会の執行機関である弁護士会理事会

- 弁護士会理事会の任期ごとに弁護士会の全体大会又は弁護士代表大会の投票で選ぶ弁護士会の褒賞懲罰評議会

- 弁護士会の補助機関である弁護士会事務局。ハノイ市弁護士会及びホーチミン市弁護士会のように弁護士の人数が多い弁護士会は、以下のような諸専門委員会及びその他直屬部署を設立する。研究委員会、対外委員会、弁護士権利委員会、若手弁護士クラブ、女性弁護士クラブ、退役軍人弁護士会など。

日本の弁護士の社会—職業組織のモデルを参考にすると、以下のような相違点分かる。

日本弁護士連合会（日弁連）の組織機構、人事システムは以下のものを含む。

- 日本弁護士連合会の最高決定機関である総会。総会には、予算の議決、会則の制定、変更など各重要問題を検討する権限がある。総会は全ての弁護士会及び弁護士が参加する。

- 連合会副会長、連合会理事、監事選任の問題を検討する権限を有する代議員会。代議員会出席メンバーは、各弁護士会から投票で選ばれた代議員を含む。

- 以下を含む 71 人からなる理事会。会長、副会長（13 人⁷）及び各理事会理事（理事会の理事は全国の全弁護士会理事及び選挙で選ばれた者を含む）。

- 理事会は、以下の各問題を検討、決定する権限を有する。弁護士連合会の各規則、会規、総会での討論の各草稿、各種記録、意見などの発行。

- 理事会は、会長、各副会長及び投票で選ばれた理事会理事数人を含む会の若干の理事を常任理事に任命し、各弁護士会の会則、会規の内容、弁護士登録、弁護士名簿などに関連する各問題を検討する。

- 代議員会から投票で選ばれた任期 1 年の 5 人を含む監事会。監事会は、経理活動、連合会財産の監査を行う責任を負う。

日本弁護士連合会の鍵となる幹部は、以下を含む。

- 会長：連合会の最高責任者である。各会員の直接投票で選ばれ任期は 2 年。

⁷（監修者注）監修時である 2020 年 4 月現在、副会長は 15 名（日弁連会則 56 条 1 項 2 号）

- 各副会長：13人（会則によると日本弁護士連合会の副会長は30人）⁸からなる。副会長は会長の各連合会職務の実施補佐任務を行う。副会長は代議員会の投票で選ばれ任期は1年。

- 常務理事：代議員会の投票で選ばれた（理事会理事の中で互選され、現在39人）常任の理事であり任期は1年。常務理事は、会長の委嘱を受けて連合会の常務を検討する任務を行う。

日本弁護士連合会は、以下の各委員会を含む。

法定の各委員会：弁護士法の規定に従って設立される各委員会（弁護士の登録又は規律に関連する各委員会）は、以下のものを含む。

- 弁護士資格審査会：弁護士である委員を8人、裁判官である委員を1人、検察官である委員を1人、本分野の学識経験者である委員を1人とすると同時に、上記委員と同数の予備委員がいること。

- 懲戒委員会：弁護士である委員を8人、裁判官である委員を2人、検察官である委員を2人、本分野の学識経験者である委員を3人とすると同時に、上記委員と同数の予備委員がいること。

- 職務規定実施委員会⁹：弁護士である委員を20人、裁判官である委員を2人、検察官である委員を2人、学識経験者である委員を2人とすると同時に、委員会には上記委員と同数の予備委員がいること。

- 綱紀委員会¹⁰：弁護士である委員を4人以上、裁判官である委員を4人以上、検察官である委員を4人以上、学識経験者である委員を4人以上とし、任期は2年。

- 懲戒審査委員会¹¹：学識経験者である委員（弁護士、裁判官、検察官又は本職務に着いたことがある者を除く）11人以上とし、任期は2年。

⁸（監修者注）監修時である2020年4月現在、副会長は15名（日弁連会則56条1項2号）。

⁹（監修者注）人数構成の記載からみて、これは「綱紀委員会」を指すと思われる。綱紀委員会の委員は、監修時である2020年4月現在、弁護士24名、裁判官、検察官及び学識経験者である委員を各2名とする、とされている（日弁連会則70条3項）。

¹⁰（監修者注）弁護士法により設置を義務付けられた委員会は「資格審査委員会」「懲戒委員会」「綱紀委員会」「綱紀審査委員会」の4つである。ここで記載されている委員会の位置付けは不明である。

¹¹（監修者注）これは「綱紀審査委員会」を指すと思われる（日本弁護士法71条の2）。

常置の各委員会：諮問機関として会則に従って設立される常置の委員会は下記の 5 つである。

- 人権擁護委員会：委員が 20 人以上いること
- 司法修習委員会：委員が 15 人以上いること
- 司法制度調査会：委員が 20 人以上いること
- 弁護士推薦委員会：委員が 15 人以上いること
- 選挙管理委員会：委員が 72 人いる

上記各委員会には、各委員が投票で選ぶ議長がおり、また（必要な時は）副議長がいても良い。

各特別委員会：理事会の議決によって設立される特別委員会は約 80 ある。これら委員会は、弁護士連合会内の自治組織として人権擁護、弁護士の権利擁護、女性、子ども、高齢者、障害者、貧困者の擁護、消費者の擁護などの活動を行う機能を有する。これらの活動は皆、これら各種委員会の活動を通して援助を受ける。

連合会事務局は、連合会の活動を援助するために設立されており、事務総長の指導の下にある。連合会事務局は、事務総長 1 人、事務次長 7 人及び各職員からなる。

事務局には約 200 人いる（フルタイム職員とアルバイト職員の両方を含む）。職員は、日本弁護士連合会事務局の各業務を実施する責任を負う。

日本の弁護士の社会一職業組織の組織、人事システムのモデルを通して、日本の組織モデルが弁護士の管理を比較的効果的な自治制度により実施すると同時に、日本の連合会及び弁護士グループに対する国家、共同体、社会の信頼を構築できたことが分かる。

弁護士法及びベトナム弁護士連合会定款で規定されるベトナムの弁護士の社会一職業組織モデルを見返すと、以下のいくつかのコメントをすることができる。

+ 全国弁護士評議会は、この 7 年以上、全国弁護士代表大会が開催されていない期間におけるベトナム弁護士連合会の指導機関としての役割を發揮できた。評議会は、連合会の組織、人事に関する多くの重要問題について、毎年ベトナム弁護士連合会の各主要任務を検討して決定し、弁護士業の各価値、標準構築の基礎であるベトナム弁護士職務倫理規程を発行し、それを通して弁護士グループを共通の屋根であるベトナム弁護士連合会の下に集めた。しかし、全国弁護士評議会は、以下のようないくつかの不適切なことを回避していない。全国弁護士評議会にメンバーを出す各弁護士会の代議性を目指すので、全国弁護士評議会の委員の質が均一でない。何人かの全国弁護士評議会委員は年齢が比較的高いので弁護士

評議会の多くの活動の全てには参加できず、全国弁護士評議会議決、決定の各メンバーへの展開が遅れ、まだ効果的でない。メンバー弁護士の気持ち、願望を全国弁護士評議会に受け付けて、届けることもまだ十分、全面的には発揮されていない。

第1会期及び第2会期のどちらのベトナム弁護士連合会常任委員会も、ベトナム弁護士連合会定款で委員21人からなると規定されている。「連合会常任委員会は、全国弁護士評議会の投票により評議会委員の中から選ばれる。連合会常任委員会は、会長、各副会長及び各委員を含む。常任委員会委員の人数は、全国弁護士評議会が決定し、弁護士二十一(21)人を超えない」。連合会常任委員会は、全国弁護士評議会の2つの会期の間の連合会の活動執行機関である。連合会常任委員会は、1年に3回以上会合を開く(ベトナム弁護士連合会定款第8条)。情報技術が適用できるおかげで連合会の多くの活動が常任委員会の直接的会合によってだけでなく電子メールを通して決定、執行されたため、ベトナム弁護士連合会の各活動が一貫して行われ、滞りを制限できた。連合会常任委員会の活動は、過去何年ものベトナム弁護士連合会の成功に少なからず貢献している。しかし、現在のような連合会常任委員会の組織モデルには、いくつか不適切なことも以下の通り具体的にある。連合会常任委員会の多数の委員が兼任である。つまり、弁護士業務を行いながら連合会常任委員会委員の職責を担っている。連合会第I任期の連合会常任委員会の委員は、連合会会長、常任副会長及び副会長兼事務局長の3人だけが専従活動を行った)。連合会第II任期の連合会常任委員会の専従活動を行う委員は連合会会長1人で、残りの連合会常任委員会委員20人は兼任で活動を行う。連合会常任委員会委員の多数が兼任である現在のような状況は、個別に言えば連合会常任委員会の、全体的に言えばベトナム弁護士連合会の、運営及び活動の効果、質に確実に影響を及ぼすであろう。ベトナム弁護士連合会は現在多くの法律政策構築活動に関連する政治的、法的任務を実施中である。よって、連合会常任委員会及び連合会常任は、ベトナム弁護士連合会内部の自治制度に従って弁護士管理の機能、任務を実施するために運営する必要があるだけでなく、各中央機関や各級の地方自治体に関連する各問題に手を付けて処理することが必要である。連合会常任委員会及び連合会常任がベトナム弁護士連合会の各活動で各中央機関と関係する中でベトナム弁護士連合会の代表としての役割を果たせる場合だけ、その関係は強めることができる。逆に、各国家機関と関係を持つ参加者がいなければ、ベトナム弁護士連合会は、国家及び社会に対してその地位及び信用を確立する機会を失うだろう。これはもうすぐ始まる第III任期のベトナム弁護士連合会定款内の組織、人事システムのモデルを設計する際に検討が必要な重要問題の中の一つである。

上記で分析したように、連合会理事会の理事71人の内、会長、副会長(13人)及び各理事会理事が専従活動をし、会長の委嘱を受けて連合会の日常業務の運営を検討する日本弁護士連合会(日弁連)のモデルは、参照し、強力で効果的活動を行う連合会、社会一職業組織の構築の目標として目指すべき代表的モデルである。

現在、全国弁護士評議会及びベトナム弁護士連合会常任委員会、連合会常任の任期は5年である。このように長い任期では、弁護士業の活動を控えて社会一職業組織の専従業務を行

う信用、ブランドを備えた弁護士は、大変少なくなる。よって、ベトナム弁護士連合会の任期を短縮し、弁護士グループが弁護士業発展の仕事とベトナム弁護士連合会の発展に貢献できる機会を作る必要がある。

ベトナム弁護士連合会定款第 8 条第 8 項の規定では、ベトナム弁護士連合会常任は、会長及び各副会長を含む。連合会第 I 任期の常任は、会長及び 4 人の副会長を含む。その中の副会長 2 人は会長と共に専従で仕事を行い、残りの副会長 2 人は兼任で仕事を行う。連合会第 II 任期の現在は、会長及び 3 人の副会長を含む。その中で会長だけが専従で活動し、残りの各連合会副会長は兼任で活動する。しかし、2015 年 4 月 19 日から 2017 年 4 月 19 日までの 2 年間、常任は比較的効果的に活動し、ベトナム弁護士連合会の各議決、決定の実施運営において密接に連携した。基本的に、過去 2 年間に本格的に展開された連合会の中心的任務は、大変注目すべき結果を達成した。連合会の各副会長は、兼任にも関わらず連合会の全体的活動に多くの時間、労力を割いた。しかし、連合会常任はベトナム弁護士連合会の各日常業務の処理を要求されているため、各連合会副会長が現在のように兼任で活動すると、必然的にベトナム弁護士連合会の活動の効果に影響が出る。長期的には、強く、信用があり、国家及び社会に対して確かな信頼を作り出す弁護士連合会の構築は難しく、もうすぐ始まる第 III 任期の間に関心を寄せて弁護士連合会定款を修正、追加する必要がある問題の一つである。

連合会事務局、在ホーチミン市連合会代表機関、7 つの委員会、4 つの直属部署を含むベトナム弁護士連合会の補助機関、各専門委員会及び各直属部署は、「背骨」となるシステムである全国弁護士評議会、連合会常任委員会及び連合会常任と共にベトナム弁護士連合会の「機構」の枠組みを構成する「肋骨」としての役割を確定する必要がある。この機構は、安定した枠組みがある時にだけ「活気づけ、元気にする」ことができる。

これまで、ベトナム弁護士連合会の各機関及び直属部署は、任された機能、任務に従って、自主制度による弁護士管理業務の実施、弁護士の合法的営業権の保護業務、弁護士に関連する苦情、告訴告発の処理業務、弁護士業活動、国際協力活動の管理業務など各活動を主導的に展開した。各委員会及び部署の活動は、大変注目すべき結果を達成し、弁護士の社会一職業組織を成功させる重大な貢献をすることができ、そこから弁護士グループの弁護士社会一職業組織に対する信頼を作りだした。この 7 年以上、連合会の各委員会及び直属部署は 10,000 人以上の弁護士が出席する数百の弁護士再教育クラスを運営し、100 件を超える弁護士の合法的営業権を守り、500 通を超える弁護士に関連する苦情書、告訴告発を処理したりできた。その他に、ベトナム弁護士連合会の国際関係活動も外国の数十の弁護士連合会及び各在ベトナム国際組織と関係を結ぶことにより強化、拡大された。過去のベトナム弁護士連合会の各専門活動は、一部は弁護士グループの主体性、努力により、一部は国家の積極的、効果的な援助、各国際組織の補助により比較的盛んだった。第 I 任期中、ベトナム弁護士連合会は、各活動を導入し、連合会の活動の能力及び弁護士グループの質を高めるために毎年数百億ドンを受け取った。

しかし、上記の利点及び達成できた結果の他に、連合会の各委員会及び直属部門も、来たる第 III 任期のベトナム弁護士連合会定款の修正において解決及び追加的作成を行うために十分に特定する必要があるいくつかの制限、欠点を明らかにしている。最大のマイナス面の一つは、連合会の各委員会及び直属部門の指導部組織全体が兼任で活動していることである（連合会事務局を除く）。専門委員会という性質ゆえ、連合会の日常業務の処理も必要だが、各委員会に専従で活動する担当職員しかいないと、仕事の品質、効果を保証するのが難しい。

連合会常任委員会は各連合会専門委員会の活動組織の構築、設立に大いに努力し、活動を規律正しくするために各委員会の活動規則を公表しているが、実際の活動にはまだ多くの限界がある。原因の一つは、委員会議長と副議長、各委員及び委員会の仕事を補助する職員との律動的、効果的な連携がまだ無いことである。ほとんどの指導部の地位には、兼任で活動する弁護士がおり、電子メールによるやり取りだけでは完全には仕事が処理できず、仕事は主に議長が引き受け、多くの委員会で副議長の仕事補助、援助の役割がかなりあいまいである。この現状も、第 III 任期の弁護士連合会定款の修正、追加の際に議論、検討を行い、各委員会の組織、人事の強化及び設計を行う必要がある。

ベトナム弁護士連合会定款によって統一的に規定される弁護士会の組織、人事システムには、各弁護士会の弁護士会理事会及び表彰規律違反処分評議会を含む。実情からは、理事会及び表彰規律違反処分評議会の役職に就く各弁護士が尽力して、自治制度による弁護士管理における弁護士会の任務を完成させ、ベトナム弁護士連合会と連携して活動し、地域の各国家機関と連携したことが分かる。これまでの 10 年近く、各弁護士会の活動は、弁護士グループの発展に重大な貢献をし、一歩ずつグループの質を向上させ、各弁護士を各弁護士会の活動に結びつけた。同時に、各弁護士会もベトナム弁護士連合会の各議決、決定の展開に参加した。各弁護士会の理事会は、党、地方自治体から任された各政治的、法的任務を実施するために弁護士会の多くの活動を指導する。30 年余りのドイモイの間、多くの弁護士会が地域の弁護士の社会一職業組織の構築及び弁護士グループの発展において大変注目すべき業績を達成できた。

弁護士会の組織、人事システムのモデルには、まだ以下のようないくつかの制限がある。

ベトナム弁護士連合会定款は弁護士会理事会に専従の部門があると規定していないので、全国の各弁護士会の理事会及び表彰規律違反処分評議会のほとんどは、兼任である。そのため、理事会及び表彰規律違反処分評議会は、全ての時間を弁護士会の活動に当てることができず、行政的な事柄の処理に集中するだけである。一方、弁護士グループの質を向上させ、弁護士グループを数、質の面で発展させるための専門的問題への投資はまだ適切でない。

弁護士会の任期は比較的長く（5 年）、そのため、弁護士の社会一職業組織の専門活動をすすめるためにこのように長い期間弁護士業の活動をあえて中断する弁護士は少ない。

各地域地方の弁護士グループの発展が均一でないことも、各弁護士会の組織、活動システム中の一貫しない点である。弁護士の人数は、ハノイ市弁護士会が弁護士約 3、000 人超、ホーチミン市弁護士会が弁護士約 4、500 人で、全国の弁護士の人数の3分の2を占める。一方、ベトナム弁護士連合会定款は、組織システムについての規定で弁護士の多い弁護士会と弁護士の少ない弁護士会との間に差をつけていない。よって、弁護士が多すぎる弁護士会の状況を理由に、その状況が自主制度による弁護士管理の効率に影響しないように、検討が必要である。

IV. 結論

弁護士の社会一職業組織は、弁護士及び弁護士グループの仕事の発展に必須の要素である。しかし、この組織のような組織、人事システムのモデルは、日々改善し、また効果的に活動をするために、任期ごとにまとめて、経験から学ぶ必要がある。

国土の発展の必要性を前に、司法改革の作業により多く貢献し、社会主義法治国家を構築し、経済社会の発展を促進するために、強く国内及び国際的に信用される弁護士の社会一職業組織を構築し、質及び量の両方についてベトナムの弁護士業、弁護士グループを発展させ、ベトナム弁護士界の「共通の家」となり党、国家から弁護士グループへの、またその逆の強固な橋であるベトナム弁護士連合会、各弁護士会を構築する必要がある。

第2編

法律サービス提供の場合の弁護士の共通職業スキル

第5章

法律サービス提供の場合の、弁護士の共通スキル

I. 顧客との直接的接客スキル

弁護士の顧客とのコミュニケーション活動は、ベトナム弁護士職務倫理規程の遵守を保証すること。その中で、弁護士は2番、3番、6番、8番、9番、11番、12番、13番、14番の規定に留意する必要がある¹²。

顧客との直接的接客スキルでは、顧客からの情報を間違えて受け取ると、顧客にとって弁護士が提供する仕事、サービスの全体の意味が無くなり費用が払われないので、或いはミーティングの際、弁護士の印象が悪くないと顧客がその弁護士を選ばなくなるので、法律諮問サービスなどの実施のためには、弁護士業務を行う誰にとっても顧客の意見、案件内容の傾聴が何よりも重要である。

上手な接客スキルは、弁護士が顧客との関係を構築し、弁護士や職業組織の信頼できるイメージを作り出し、顧客の弁護士サービスへの満足感をもたらすのを助ける。

弁護士の接客においてしばしば遭遇する間違いに関する調査で、次のことが分かる。弁護士の人数のうち3分の1は話せるだけで傾聴できず、その他の3分の1は理解せず聞くだけで問題を明らかにする方法が分からず、残りの3分の1は問題が分かるが相手側から受け入れられない。

弁護士は、顧客の接客を効果的に行うために、しばしば遭遇する間違いを避ける必要がある。

弁護士が接客の時に持つべき基本的スキルは、以下を含む。

- 顧客の接客に関連する弁護士職務倫理規程の明確な理解
- ミーティングの目的の確定
- 傾聴

¹² (監修者注) ここで掲示されている弁護士職務倫理規程は2011年制定のものである。2019年12月に同規程は改訂されている。

- 質問
- 顧客の要求の評価、分析及び諮問
- 記録
- ミーティング後に実施すべき仕事
- 接客時のその他諸スキル
- 顧客への直接的接客に必要な注意

1. ミーティングの目的の確定

弁護士は、良く知っている顧客か初めて接客する顧客かに関わらず、顧客とのミーティングごとに自らの目的を確定する必要がある。接客の目的は、通常多様であるが、一般的に見て以下のものを含む。

- 弁護士と顧客の間の信頼関係の形成
- 顧客側からの情報の受け取り
- 顧客が法律規定に適合した決定を行えるように助けること
- 顧客が自らの決定の実施計画を構築できるように助けること
- 顧客のために必要な弁護士のサービスである法的作業の処理
- 弁護士報酬に関する合意

2. 質問するスキル

質問するスキルは、弁護士が業務を行う過程で鍵となるスキルの一つである。各質問は、弁護士が見つけ出す必要がある内容に正しく従って顧客が返答できるように、話し合いを進める前に予測して、注意深く検討しておく必要がある（選択式質問、自由回答式質問のどちらを使用するかなど）。

自由回答式質問の仕方

自由回答式質問は、対話の相手に自由に回答させ、回答の内容を広らせる形の質問である。例えば、「その後どのように進展しましたか?」、「あなたはその提案をどう思いますか?」、「その時の状況がまだ良く分からないので、あなたが何をされたのか説明してくれますか?」など。

自由回答式質問は、顧客に弁護士とのやり取りを開始させるための落ち着いた感覚を抱かせ、解決が必要な法律問題を弁護士と共有する際に顧客が「心の中の重荷を吐き出す」のを助けもする。各自由回答式質問は、顧客が事柄を思い出すのを容易にする必要がある。弁護士は、自由回答式質問をすると共に、提示すべき状況、内容について顧客が静かに考えられるように、また弁護士の質問が紛争、法律問題の各解決策に関して何を提案しているのかを考えるように、空白の静かな時間を作り出すと良い。

とは言え、自由回答式質問をすると、顧客が主な内容の提示にあまり集中しなくなる可能性があり、弁護士は主問題を理解するために、無関係な沢山の情報の処理が必要になることに留意する必要がある。

選択式質問の仕方

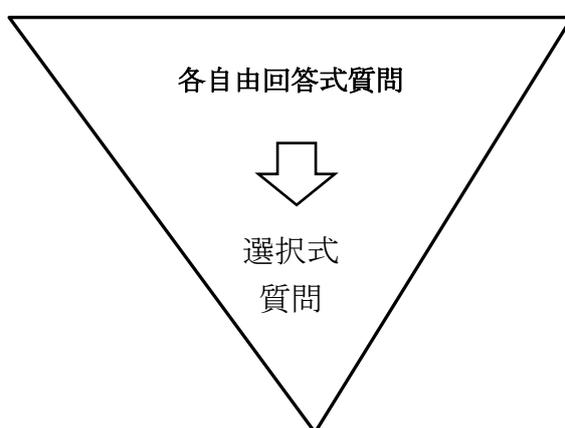
選択式質問は、対話の相手に問題の再確認をさせるために用いる。選択式質問は通常、弁護士が提示内容について返答者からの確認を必要とする状況でなされる。顧客が問題を明確に理路整然と提示できないいくつかの場合、弁護士は各提示内容の分析、組立を迅速に行い、弁護士が表現した内容を顧客が肯定できるように、また弁護士が問題を明確に理解するために顧客が自信を持って再提示できるように、選択式質問を再度行う。

しかし、顧客が返答のための心理状態をまだ準備できていない時は、弁護士は、顧客を混乱させかねない、特に微妙な問題に関する又は顧客の有過失の犯罪的行為に関する選択式質問を避ける必要がある。また、顧客に「取り調べ」を受ける感覚を抱かせ、弁護士と顧客の間の和やかさが無くなるので、弁護士は連続して選択式質問を行わないほうが良い。

各種質問を行う際の構造

顧客と効果的にやり取りをするために、弁護士は、自由回答式及び選択式の質問を適宜行って訴訟、非訟事件の内容に関する情報を顧客から最大限取り出し、接客の一つ又は複数の目的を達成するスキルを備えていなければならない。

自由回答式及び選択式の各質問は、以下のようなじょうご形の順序で行うことができる。



各問題の再チェック：

接客の間に不明確な問題が残る又は顧客の提示の仕方に矛盾がある場合、弁護士は、顧客が提供する情報の再チェックのために、質問を行うか又はいくつかの内容を繰り返すと良い。また、顧客が直面している法律問題に関する反論の可能性について顧客と話し合っても良い。

顧客の問題、質問のまとめ：

顧客の問題、質問のまとめは、顧客の示す内容や顧客の法律サービスに対する要求を弁護士が再度チェックするために必要な仕事である。また、まとめは、顧客に自分の問題が弁護士によって注意深く、慎重に受け止められたと感じさせる。その他に、顧客の問題のまとめは、顧客が法律サービスについて「主題」、「要求」を全部揃えるのにも役立つ。

3. 顧客の要求の評価、分析及び諮問

傾聴の過程で、弁護士は前もって約束していない電話又はすぐに解決すべき用事でない電話に答えないほうが良い。やり取りの間に、顧客から良いと言われる前に電話に出るのは、顧客を尊重しない印象を与える。多くの状況で、顧客に対する接客時間は料金が支払われる時間なので、顧客はこのような行為について苦情を言う権利を完全に有する。

問題、問題に関する各情報を理解するための傾聴及び質問の過程で、弁護士は顧客が提供する情報をたどり、ポイントとなる要素を見つける必要がある。ポイントとなる要素が見つかれば、弁護士はより簡単に法的解決策又はその他適切な解決策を探すことができる。

顧客の要求内容の法的角度からの評価、分析は、顧客の問題の解決策を見つけるための弁護士の仕事である。

弁護士に会いに来る多くの顧客は、問題解決のための法的な意見、解決策を即座に得られることを望む。しかし、問題の状況、内容及び職業経験によって、弁護士は法的解決策を即座に提供できたり、或いはまだできなかつたりする。会議／ミーティング中の顧客の要求の評価、分析に関する弁護士の基本的スキルは、以下の通り。

- 顧客の問題に関する法的可能性を説明すること
- 提案する暫定的解決策（法的解決策及びその他の解決策を含む）について顧客と予備的に討論し、提案した解決策の長所及び短所を評価すること
- 顧客に諮問を行い、顧客の自らの問題解決の決定を助けるために、最適な解決策を選ぶこと
- 顧客の能力に適した言葉及び形式で法的問題を顧客に提示すること。

法的分析を行い諮問の意見を述べる準備ができていない場合、弁護士は、顧客と別の時にまた会う約束をして良いことに留意する。実際は、どの顧客も注意深く調べてからの諮問の意見及び最上の法的解決策を望むものである。そのため、弁護士は調査して顧客に諮問の意見を述べるために必要な時間について、説明、通知を行って良い。

ミーティングで弁護士が顧客に諮問を行う各意見は、簡潔に理解しやすい言葉で提示されること。弁護士は、顧客が保管して内容を実施するための、ミーティング後の諮問書提供について顧客と同意しても良い。(諮問のスキルは、本章第Ⅱ部区分2でより詳細に述べる)。

顧客のどの問題も法的解決策によって効果的に解決できる訳ではない。例えば、弁護士は、紛争の対象となる商標デザインの使用機会を求めて訴訟を進行させる代わりに、顧客のために顧客の法的状況について分析した後に、各側が商品の商標デザインを変更する方法を探して個別性、新規性及び市場アクセスの機会を保護するよう諮問しても良い。

4. 記録

記録は、弁護士の業務過程における重要スキルである。顧客接客の際、弁護士は顧客が提示する情報の全てを記憶することはできないので、それに基づいて諮問できるように記録する必要がある。しかし、弁護士は顧客接客の過程で記録に集中してコミュニケーション、質問を不足させないほうが良い。

接客の過程で、又は顧客が提示を終えた時に、弁護士は自らの記録の再チェックを行い、弁護士が記録から発見したまだ不足する、まだロジカルでない、合理的でないかもしれない問題について再度顧客に質問する必要がある。

記録は弁護士の顧客尊重の態度を示すだけでなく、その後の費用計算の証拠書類であることに留意すること。顧客に会う時、弁護士は顧客がメモを取り、弁護士のために情報をまとめるために、白い紙を何枚か準備すると良い。その他に、質問をし、提供された情報を分析する過程で、弁護士は顧客又は弁護士の意見を明確に説明するために図又はその他の絵を描いても良い。

5. ミーティング後に実施すべき仕事

顧客の接客をした後、弁護士又は弁護士の秘書／助手は、保管のために又はその後の諮問書作成に役立てるために、すぐに記録を十分に完成させる必要がある。この完成作業は、その際に情報、データが思い出せるので、すぐに行う必要がある。

記録完成の過程で、弁護士は、それ以前に諮問された法的意見よりも最適な案を発見するかもしれない。この場合、弁護士は追加意見を提供するために再度顧客に連絡すると良い。双方が次の諮問書のサービスについて合意した場合、顧客が適切な解決策を検討し選択するために、追加意見を形成する理由を諮問書で分析すること。

6. 顧客を接客する時のその他諸スキル

a) 接客場所の準備

顧客の接客場所の準備は、位置及び空間を含む。うまく準備された適切な顧客の接客場所は、ミーティングを効果的にするのに役立つ。

接客場所の準備の際に留意が必要な3つの要素：

- やり取りでお互いが明瞭に聞こえる
- 顧客のプライバシー、秘密を保証する
- 外部の各要素によってやり取りが中断されない。

上記の要素が保証できるよう、各ミーティングは職業組織の個室の会議室又は顧客側の会議室で行うと良い。しかし、いくつかの職業組織には個室の会議室が無いので、顧客の接客を弁護士の仕事場、職業組織の共用の応接スペースで進めて良い。この場合、顧客のプライバシー、秘密を保証するためのスクリーン、仕切りを配置すると良い。

顧客の性格によって、又は顧客にとって居心地の良い感覚を作り出すため、カフェ、レストランなど事務所外の場所又は裁判所、国家機関などの事務所以外の場所でミーティングを進めて良い。この場合、弁護士は、上記3要素の保証に注意すると良い。弁護士は、弁護士と顧客がその他の微妙なリスクを避けられるよう、自分が良く知っている場所を選ぶと良い。

b) 利益相反のチェック

ベトナム弁護士職務倫理規程の規定第11番¹³に従って利益相反が無いことを保証し、顧客の秘密を守るために、弁護士は、顧客に個人又は企業の情報を提供するよう依頼し、利益相反の可能性をチェックすると良い。この仕事は、各側のミーティングの時間、行き来の費用などを無駄にしないために、また後の苦情を避けるために、できる限り早く実施すること。

c) 職業組織のサービスを使用した顧客に関連する各情報のチェック

職業組織の弁護士サービスを使用したことがある顧客について、弁護士は、仕事をしたことがある同僚弁護士に聞いて、及び／又は弁護士職業組織の顧客データベースで、その前及

¹³ (監修者注) ここで掲示されている弁護士職務倫理規程は2011年制定のものである。2019年12月に同規程は改訂されている。

び／又は現在の顧客の法律問題の内容、顧客の仕事のスタイル及びその他各関連情報を調べる必要がある。このことは、各側がより効果的に仕事をするのに役立つ。

d) ミーティングの組み立て、プログラムの準備

顧客とのそれぞれのミーティングには異なる内容、要件がある。そのため、接客の前に、弁護士は接客の計画を作成すると良い。以下は、顧客とのミーティングの組み立てに関する弁護士への提案である。

- 準備

- + 顧客を接客する場所の準備
- + 利益相反の可能性のチェック
- + 持参すべき資料、証拠について顧客に通知すること
- + 現在連絡を取っている弁護士の基本情報、弁護士又は職業組織の料金表、費用の計算方法を顧客に通知すること
- + 弁護士サービス使用における顧客の権益を顧客に通知すること
- + 提供されるサービスに対する弁護士の責任及び義務について顧客に通知すること
- + 前もってミーティングを約束している場合、話し合うべき問題の準備
- + 外国の顧客を接客する場合は通訳の準備
- + サービス契約の様式又は弁護士サービス依頼票の準備

- 挨拶及びミーティングの空気作り

接客してすぐに親密な空気を作れるように（個人の顧客について）名前、役職又は職業を紹介する。

- 顧客からの情報の受け取り

これは、自由回答式質問をし、傾聴し、記録し、また関連情報を再チェックして顧客が提示した情報の内容をまとめるために選択式質問をする段階である。

- 諮問

最良の解決策を選ぶために、関連する各法律規定を確定し、必要であれば情報を再チェックし、顧客と各法的解決策について討論する。

- まとめの段階

弁護士は、顧客が弁護士側からの諮問に満足したか又はまだ何か顧客が追加すべき問題があるかをチェックする。各側は、次の計画、ステップ（もしあれば）を確定し、弁護士費用、請求書、諮問書の送付方式、作業の時期、サービス終了の時期について討論し、必要な場合は連絡先情報を交換すること。

7. 顧客への直接的接客に必要な注意

ミーティングで顧客に良い印象が作り出せると、弁護士が長期的関係を維持し、顧客の信頼を得るのを助ける。弁護士は、顧客の接客の過程で以下の諸問題に注意する必要がある。

- 初めて顧客を接客する際、弁護士は顧客の体の特徴に注意する必要がある。顧客が身体障害者である場合、特にベトナムの多くの建築物には身体障害者用の階段、移動手段、案内がないので、弁護士は職業組織の本部、仕事部屋、会議室などへの顧客の出入りを援助する行動を取ると良い。聴覚障害があるが視覚が残っている顧客に対して、弁護士はゆっくり話し、顧客が口を見て弁護士の言葉を理解できるようにすると良い。弁護士は、障害者である顧客を差別する態度を取らないほうが良い。それは 2010 年障害者法第 14 条の規定に違反する行為だからである。

- 免疫不全症候群（HIV/AIDS）の感染者である顧客を接客する場合、弁護士は差別したり、嫌がったりする態度を取ってはいけない。握手、水を飲むなど通常のやり取りには感染のリスクが無いからである。HIV/AIDS の感染者の差別は、2006 年後天性免疫不全症候群（HIV/AIDS）ウイルス感染防止法（第 8 条）への違反行為と見なされ、弁護士の信用、名誉に悪影響を及ぼす可能性もある。

- 外国人である顧客に接客する場合、弁護士は、顧客の行為、民族性、地理的地域、外見、宗教に留意して観察し、適切に行動する必要がある。例えば、日本、韓国からきた人である顧客は、挨拶に関するエチケット、名刺交換及び管理職の階層を大事にする。欧州各国、アメリカ又はオーストラリアなどから来た顧客は通常、会話のそれぞれの文の明確性を要求するので、やり取りは注意深く、細部まで気を配って行う必要がある。いくつかの地域では普通、弁護士は親密な感情を示すために、ミーティングの間又は後に顧客と飲酒する習慣がある。しかし、これを外国の顧客に適用しないほうが良い。業務時間の枠内でのアルコールを含む飲料の使用は、多くの外国人からはプロらしさが足りないと見なされる。

- 弁護士が顧客の接客を通訳者を介して行わなければならない場合、通訳者が会話の意味を全て訳せるようにゆっくり話すと良い。顧客側又は相手側が会話をまだ明確に理解していない場合、弁護士は再度顧客又は通訳者とやり取りをして確実に全ての側が会話を全て理解でき、問題が提示されるようにすると良い。

- 弁護士は、受動的に聞く態度での会話、又は自分が話し過ぎて顧客が話せなくなることを避けると良い。顧客が、弁護士は「ランプを持って自動車の前を走る」ように余計な心配をしていると感じるので、弁護士は根拠がまだ無い仮定条件又は暗示的な質問を沢山提示し過ぎないほうが良い。ミーティングでの諮問の過程で、弁護士は、顧客が把握しにくい「技術的な」諮問意見を多く示さないほうが良い。

- ミーティングが終わった後、弁護士は、尊重、関心という印象を作り出すために、顧客と共に礼儀正しく会議室から退出するか、又は本部の玄関から顧客を見送ると良い。

8. 顧客の接客を行う際の実形式を用いる諸スキル

a) 電話による接客

電話による顧客接客は現在とても普及しており、特に顧客と弁護士の間以前から関係がある場合はそうである。この方式は通常、得られる情報が直接的接客より少ない。多くの場合、電話による接客は、やり取りのどちらかの側に不安をもたらす。

電話による接客をより効果的にするために、弁護士は電話を受けたらすぐに、会話内容を記録するためのペンと紙を用意し、情報不足や情報の損失を避けると良い。記録は、後で弁護士費用計算の根拠とするためにも必要である。

技術の発展のおかげで、弁護士及び顧客は、容易にフェースタイム、Viber、Skype、Zaloなどスマートフォンのアプリケーションによる画像や言葉を用いたやり取りができる。

b) 文書による接触

文書による顧客との接触は通常、弁護士宛て書状、弁護士宛て依頼書、請願書などの各形式でなされる。この形式では、文書が詳細まで編み上げられていても弁護士はとても少量の情報しか得られない。そのため、最上の方法として、顧客からの書状、依頼書を受け取った後、直接的ミーティング又は電話でのやり取りで追加的情報を得て適切な行動についての諮問又は決定を行うために、弁護士が顧客と連絡を取るのが良い。

c) 電子メール (email) による接触

電話による接客方式と同様に、電子メール (email) による接触は通常、得られる情報が直接的接客より少ない。しかし、各側が直接的ミーティングのために移動しなくて済み、同時に複数の人に連絡が取れると同時に、資料、文書を添付で送れることが email の便利さである。よって、電子メールによる接触は、現段階では商業分野で業務を行う弁護士の中ではかなり普及した形式である。Email の各機能のおかげで、ユーザーは日付、送信者によってメールボックスを管理したり、email の重要度による色つきフラグ設定などが可能となる。これら便利な機能は弁護士の仕事や顧客とのやり取りの内容の管理に役立つ。

d) ウェブサイト (website) による接触

ウェブサイトによる接触は、独自のウェブサイト (website) 及びフィードバックを受け付ける機能を有する職業組織でだけ発生する。何人かの弁護士、いくつかの職業組織は、業務活動を広告するために Facebook、LinkedIn などのソーシャルメディアにページを作っている。これらソーシャルメディアのページには、フィードバックを受け付ける機能もある。

ウェブサイトを通して提供する内容は通常簡潔で情報が少ない。弁護士及び職業組織は、顧客との関係を保つために、ウェブサイト経由で情報を受け付けた時に迅速に反応する仕組みを備える必要がある。

II. 弁護士活動における諮問スキル

法律諮問活動及び争訟活動は、弁護士業の主な 2 つの活動である。法律諮問活動の意義は、上述されている。以下は、裁判所での争訟過程及び調停における顧客の各問題、質問に対する法律諮問の諸スキルである。

今日、弁護士は具体的な法律問題解決のための諮問を行うだけでなく、会社、組織の経営戦略、発展戦略に関する法的側面の諮問を行ったり、会社の日常の経営活動の諮問に参加したりしても良い。これら新しい分野は、弁護士が要求、訴訟、非訟事件に関する見識、諮問スキルと共に伝統的スキルを備えることを要する。

1. 法律諮問活動に関する法律規定、弁護士職業倫理の規定

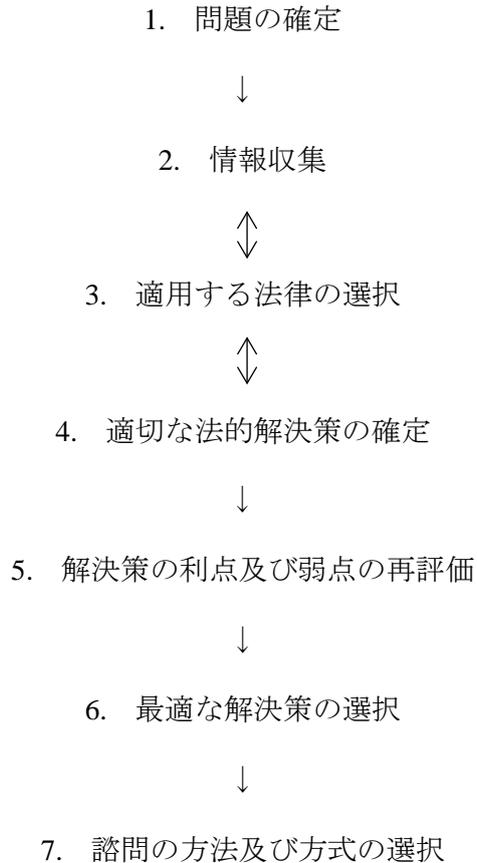
弁護士の法律諮問活動は、弁護士法第 28 条、ベトナム弁護士職業倫理規程¹⁴ 2 番、3 番、6 番、7 番、8 番、9 番、11 番、12 番、14 番の規定に適合すること。

2. 諮問の手順

法律諮問活動は、法律問題を調査し、適用する法規範を分析し、適切な法的解決策を探し、顧客が適用するための解決策を提示する活動を含む。それぞれの弁護士には通常、独自の法律諮問の方法、手順がある。以下は、弁護士が自らの業務分野に適した独自手順作成の参考にできる法律諮問の一手順である。

¹⁴ (監修者注) ここで掲示されている弁護士職務倫理規程は 2011 年制定のものである。2019 年 12 月に同規程は改訂されている。

法律諮問手順の概要図

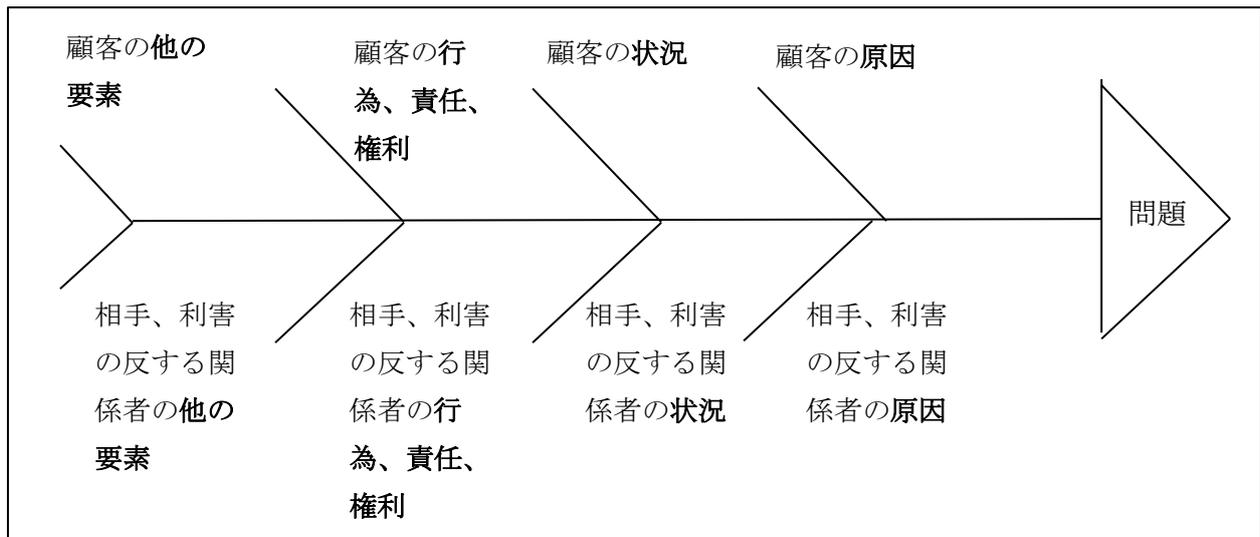


ステップ1：問題の確定（諮問要求範囲及び要求の法的内容の確定を含む）

多くの顧客は弁護士を訪れる際、すぐに問題解決のための法的解決策を得ることを望むので、通常、弁護士が事柄の各内容、背景を全て理解する前に最初から要求を示す。顧問及び弁護士との仕事の経験が顧客にある場合、自らの内容及び要求を弁護士が把握できるような提示方法をするかもしれない。しかし、法律諮問サービスと弁護士が提供しないその他サービスとを混同する顧客もいる。例えば、家屋売買及び土地所有権移転契約の公証は公証サービスによって実施される必要がある。或いは、会社の財政状態全体の再監査は監査サービスによって実施される必要がある。或いは、顧客が許可書を得るため又は裁判所の決定を得るために弁護士に賄賂の送金を依頼する場合、それは法律に反する行為である。よって、問題の確定は、顧客が諮問、解決を要求する問題の内容、目的及び範囲を弁護士が理解するために大変重要なステップである。弁護士は、上記分析のように、顧客に接触する際、各方式及びスキルを使用する必要がある。

弁護士は、顧客が問題を明確に提示する方向に向けて質問を行い、弁護士が顧客の目的を達成できるか否か確定できるようにする必要がある。提供される必要がある情報は、顧客が解決を必要とする問題、法律事実を作り出した原因、状況、行為及びその他各要素を含む。以下は、法律問題分析の概要図である。

法律問題の分析に関するフィッシュボーン図



解決を要する顧客の問題の概略が把握できた後、弁護士は、問題を全面的により深く理解できるように、顧客に二方向又は多方向（顧客、相手又は利害の反する側など）からの情報提供を依頼することができる。弁護士は、顧客の問題が展開するロジックのつながりの中でまだ不足する詳細をさらに調べる必要がある。

この段階で弁護士は、顧客に自分の解決すべき問題の明確な説明に集中する方向に導くと良い。顧客に説明を依頼する前に弁護士はベトナム弁護士職業倫理規程に熟達する必要があることに留意する。

法律問題の分析におけるフィッシュボーン図の使用は、弁護士が解決すべき問題のロジックを見つけるのに役立つ。原因、状況、行為など、問題を作り出す各要素（肋骨）は、問題（背骨）に密接に関わる。この方法を有効に使用するために、弁護士はそれぞれの問題についてフィッシュボーン図を紙に描き、書き出し、問題のより全体的な概観に役立て、提供された問題の情報の中の空白、まだ不足する点を見つけると良い。

ステップ2：関連情報の収集

問題の状況及びその他側面をより深く理解するために、弁護士は親戚、相手、スタッフ、書類、資料、専門家又は顧客の以前の弁護士など他の情報源からさらに情報を収集して良い。特に、オンライン（インターネット上）の情報源は経済又は刑事の問題について現在かなり豊富で定期的に更新されており、弁護士はこのチャンネルを通して問題の状況をさらに分析することができる。

ステップ3：関連する各法律規定の確定

このステップで弁護士は、調査すべき法律文書のグループ、基礎資料を確定するために、顧客の問題が、権利義務を確定する法的枠組みの規定、法律規定によって解決すべき問題であるか、又は各行政手続、訴訟手続を実施するだけかを確定する必要がある。

顧客が示す問題について経験又は見識のある弁護士は、すぐにその問題がどの法律規定の適用範囲に属するか、どの法的解決策が適切かを見つけ出せる。しかし、ベトナムの各法律規定が定期的に変更される状況では、弁護士は、法律の適合性を保証するために、またその他の解決策が導けるように、関連する各法律規定を見直す必要がある。

インターネットの発展により各法律規定の検索が以前と比べてとても容易になった。弁護士は、Google、Yahoo、Firefox、Bingなどの検索ツールを用いて又は国家機関のポータル（ウェブサイト）（政府ウェブサイト www.chinhphu.vn、国会ウェブサイト www.quochoi.vn など）を経由して又は無料或いは有料のデータベース（公報 <http://congbao.chinhphu.vn>、法律文書関連国家データベース <http://vbpl.vn/pages/portal.aspx>、ベトナム法 www.luatvietnam.vn、法律図書館 www.thuvienphapluat.vn など）により、インターネット上で各法規範を探ることができる。地方の各文書について、弁護士は各地方の省級人民委員会のウェブサイトに入って検索できる。

中央レベル及び地方レベルの各行政手続について、弁護士は国家行政機関のウェブサイトでは又は行政手続に関する国家データベース <http://csdl.thutuchanhchinh.vn/Pages/trang-chu.aspx> で参照することができる。

各法律規定の検索の過程で、弁護士は自らの仮説を強化し法律論を打ち立てるために、さらに追加的情報について顧客に質問しても良い。

ステップ4：法的解決策の確定

問題に関する十分な情報を得て適用する規範が確定できた後、弁護士は問題解決のため法的解決策を一つ又はいくつか顧客に提示する必要がある。

弁護士が解決の経験を沢山有する簡単な問題について、弁護士は適切な法的解決策をすぐに顧客に提示できる。しかし、複雑な問題では、弁護士は、顧客が検討して選択する法的解決策をいくつか提示する及び／又は顧客に最適な計画を見つけるために同僚とさらに意見を交換すると良い。グループワーク方式は、若く問題解決の経験が浅い弁護士に大変適している。また、弁護士は、問題解決の計画を国家機関の角度からより明確に理解するために、国家行政機関又は裁判所で処理されたそれ以前の訴訟、非訟事件の前例をさらに参照しても良い。

ステップ5：解決策の利点及び弱点の評価及び適切な解決策の確定

- 現在、多くの国家機関が業務を処理する各公文書を電子ポータル上にアップロード、公開しており、弁護士は実際に処理された同様の問題を探することができる。

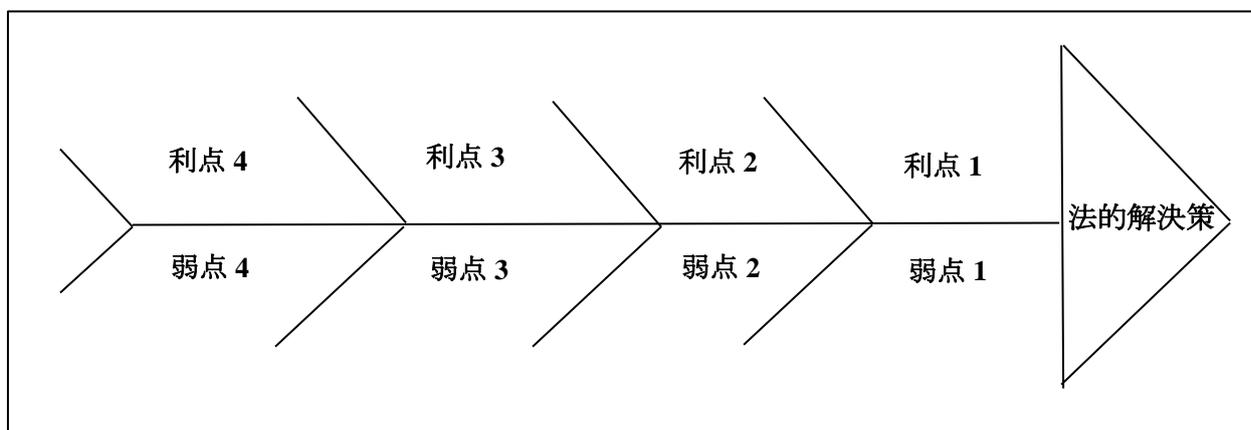
- 2015年10月28日、最高人民裁判所裁判官評議会は判例の選択、公表及び適用の手順に関する議決第03/2015/NQ-HDTP号を公表した。2017年2月までに、最高人民裁判所は各分野の10個の判例を公表できた。これら各判例は、法律の基礎と見なされ、審理で適用される。判例の調査は、弁護士が裁判所の法律適用方式をより明確に理解するのに役立つ。各判例の詳細は、<http://anle.toaan.gov.vn/>にアップロードされている。

弁護士は、顧客が最良の解決策を選ぶために又は選択された解決策を実施する際に発生しうるリスクを防止できるように、解決策ごとの利点及び弱点を評価すると良い。

各解決策の利点及び弱点の評価は、弁護士が解決策の適合性を確定するのに役立つ。適合性は便利さの程度又は費用、時間、顧客を取り巻く関係に基づいて考慮される。その他の場合、適合性とは、顧客などに憲法による各基本的権利を保障できる安全の程度又は最小リスク又は最大利益のことである。

利点及び弱点の評価へのフィッシュボーンモデルの使用は、弁護士が問題解決の際に法的解決策の適合性を迅速に確定するのにも役立つ（以下の図を参照）。

法律問題の解決に関するフィッシュボーン図



ステップ6：最適な解決策の選択

解決策ごとの利点及び弱点が評価できた後、弁護士は弁護士の観点から顧客に最適な法的解決策の諮問を行う。顧客は、弁護士が示す複数の解決策の中から他の解決策を選択しても、又は自らの独自の解決策を示しても良い。

解決策選択の際、弁護士も顧客のために顧客が解決す問題の法的状況、その法律関係における顧客の位置、解決すべき問題に対する行政手続、実施手順及び弁護士費用、政府費用を含む実施費用（もしあれば）を分析するか又は鑑定料、公証又は証明の費用、競売費用、監

査費用などその他の潜在的費用について通知する必要がある。これら内容は、選択された法的解決策を顧客がより明確に理解するための役に立つ。

ステップ7：諮問の方法及び形式の選択

弁護士が示す法的解決策を顧客が理解し、それを実施可能にするためには、相手顧客ごとに適切な提示の言葉、方式が必要なので、法的諮問意見の提示が重要である。

面談又は電話による諮問で、弁護士は、顧客が理由、原因、法的解決策の構築方法を理解できるように、法的解決策と共に、調べた各法律規定のまとめ、問題及び解決策の提案に対する各法的判断を示す。

弁護士は、個人である顧客に、弁護士がミーティングで示した意見の確認又は再チェックを行うために文書による諮問意見の提供を提案して良い。企業である顧客に対して、弁護士は、弁護士の意見を確認するために顧客に送る諮問書を作成し、企業のしかるべき人々に送付し、下のレベルのスタッフが誤って受け入れ、実施するリスクを避けると同時に、顧客と弁護士の関係を強化すると良い。

3. 文書による諮問

文書又は諮問書による法的意見を効果的且つ顧客にとって役立つようにするために、鍵となる以下の要素2つが必要である。

- 諮問の意見には、（顧客の問題が解決でき、問題の法的現状が分析できるなど）知恵があること。

- 顧客が自分の問題を明確に理解でき、弁護士の返答の範囲が認識できるよう、顧客の問題は鍵となる要素にまとめる必要がある。問題に関する弁護士の認識がまだ不十分である又はまだ不適切であると顧客が感じる場合、諮問意見が確実に顧客の問題に適したものになるように、弁護士のために訂正、追加を行って良い。

上記2つの要素の実施のために、文書又は諮問書による法的意見は、下記の主な内容4つを保証すること。

- 顧客の問題、要求、質問のまとめ、
- 弁護士が調べた各法律文書の一覧：法的意見が提示できるように弁護士が調べた全ての法律文書を列挙する。法律文書の列挙は、必要な場合に各側がそれら法律文書を再度検索、参照できるようにするため及び／又は他の法的解決策をさらに探してまだ列挙されていない他の各文書を検索するためである。
- 弁護士の判断：問題の法的現状を分析し、（もしあれば）解決策をいくつか提示する。

- 弁護士の意見：法的問題に関する弁護士の結論及び顧客の問題の解決に適切であると弁護士が確認した法的解決策の提示。

顧客の要求及び法的問題の内容によって、諮問書は長くても短くても、詳細でも概略でも良い。顧客は通常、簡潔で、顧客が諮問を要する問題について率直に述べた諮問書、法的意見を望む。多くの場合、簡潔な返答は、顧客が法的状況及び法的解決策を明確に理解して問題を解決するのに役立たない。そのため、弁護士は顧客と話し合うか又は諮問書の説明の程度に対する顧客の要求を評価することが必要である。

どんな顧客が対象でも、諮問書又は法的意見で使用する言語は、複雑な問題についても平易で、分かりやすく、簡潔であること。少しだけ使用される法律専門用語は、その用語が暗示する意味の説明を追加すると良い。例えば、執行吏、管財人、未公開株売り出しなど。

以下の通り、法的意見／諮問書の提示方法は沢山ある。上記 4 つの内容の順に提示する（諮問書 1 の様式の通り）又は先に問題分析を提示する（諮問書 2 の様式の通り）又は顧客が解決方法について早く把握できるように解決策について弁護士が推薦することを最初の部分で述べる（諮問書 3 の様式の通り）。

諮問書様式 1

「職業組織の書状のタイトル（もしあれば）」

法的意見／諮問書

宛先：.....様

住所：.....

主題：.....

.....様

I. 顧客の要求／質問

顧客の要求又は質問のまとめ

II. 調べた各法律文書

- ABC 法
- 議定第123号
- 通達第456号

III. 弁護士判断

解決策1：

- 利点：
- 弱点：

解決策2：

- 利点：
- 弱点：

解決策 (n)：

- 利点 :

- 弱点 :

IV. 弁護士の意見

- 法的問題に関する結論。

- 選択する解決策など

- ・実施計画

- ・実施費用（もしあれば）

よろしく申し上げます。

「弁護士の名前、役職及び職業組織の印」

諮問書様式 2

「職業組織の書状のタイトル（もしあれば）」

法的意見／諮問書

宛先：.....様

住所：.....

主題：.....

.....様

I. 顧客の要求／質問

顧客の要求又は質問のまとめ

II. 弁護士的判断

解決策 1 :

- 利点 :
- 弱点 :

解決策 2 :

- 利点 :
- 弱点 :

解決策 (n) :

- 利点 :
- 弱点 :

III. 弁護士の意見

- 法的問題に関する結論。
- 選択する解決策など

- ・実施計画

- ・実施費用（もしあれば）

よろしく申し上げます。

「弁護士の名前、役職及び職業組織の印」

アペンディックス 1：調べた各法律文書

- ABC 法

- 議定第 123 号

- 通達第 456 号

諮問書様式 3

「職業組織の書状のタイトル（もしあれば）」

法的意見／諮問書

宛先：.....様

住所：.....

主題：.....

.....様

I. 顧客の要求／質問

顧客の要求又は質問のまとめ

II. 弁護士の見解

- 法的問題に関する結論。
- 選択する解決策など
- ・ 実施計画
- ・ 実施費用（もしあれば）

よろしく申し上げます。

「弁護士の名前、役職及び職業組織の印」

アペンディックス 1：解決策の分析、選択

解決策1：

- 利点：
- 弱点：

解決策2：

- 利点：

- 弱点：

解決策 (n) :

- 利点：

- 弱点：

アペンディックス 2：調べた各法律文書

- ABC 法

- 議定第 123 号

- 通達第 456 号

III. 刑事、行政、民事、労働、婚姻、経営、商業事件における参加スキル

事件への参加スキルは、*弁護士ガイドブック第2巻：刑事、行政、民事訴訟における弁護士職のスキル*で具体的且つ詳細に指導されている。本編は、訴訟に参加する際の弁護士の基本的な諸スキルの概要及び裁判所での訴訟、非訟事件参加手続に関する各現行規定のみを述べる。

1. 刑事事件参加の基本的スキル

a) 刑事訴訟における推定無罪の原則を扱うスキル

法的根拠：2013年憲法第31条、2015年刑事訴訟法第13条。

推定無罪の原則は憲法で定める原則であり、2015年刑事訴訟法の二十六（26）の基本原則の一（1）つである。

本原則は、刑事訴訟における弁護士の弁護の役割について重要な意味を有する。なぜならば、本原則は、法律が規定する訴訟手続に従って犯罪の証明が実施されることを要求し、罪に問う根拠が不十分な場合、罪に問われた者は無罪と見なされるからである。これらの要素は、弁護士に、訴訟進行機関が捜査、起訴及び判決の過程で実施する各仕事は2015年刑事訴訟法の規定する各訴訟手続通りであるか否かを注意深く検討、チェックすることを要求する。同時に、本原則は、弁護士に、自らの顧客（罪に問われた者）に罪があることの証明を捜査機関、検察院に要求する機会を与え、弁護士は、訴訟進行機関の罪に問う根拠、判断に反論するための争訟の権利を有する。

b) 弁護権の原則を扱うスキル

法的根拠：2013年憲法第31条、2015年刑事訴訟法第16条、第58条、第59条、第60条、第61条、第71条、第72条、第76条、第78条、第80条、第422条及び第423条、2006年法律扶助法第4条及び第10条、2015年勾留暫定留置執行法第9条、第13条、第14条、第20条、第22条及び第34条、*弁護士法*第5条及び第9条、1966年市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）、2011年国際連合人権理事会の市民的及び政治的権利に関する国際規約を解説する一般的意見第34号、1998年11月7日付議定第89/1998/ND-CP番に添付して公布する暫定留置、勾留に関する規則の諸条を修正、追加する2002年11月27日付議定第98/2002/ND-CP番により修正、追加された暫定留置、勾留に関する規則の公布に関する1998年11月7日付議定第89/1998/ND-CP番第22条、1998年11月7日付議定第89/1998/ND-CP番に添付して公布する暫定留置、勾留に関する規則第26条及び第28条で規定する被暫定留置者、被勾留者の食事及び診察、治療の制度を修正、追加する2011年11月29日付議定第09/2011/ND-CP番。

弁護権は、2013年憲法で確認される権利の一つであり、市民的及び政治的権利に関する国際規約などベトナムが締結した多くの国際条約に記された公平な審理における権利の必須基準である。国連開発計画（UNDP）の研究によると、国際的法律及びベトナムの法律には弁護権を構成する原則が九（9）ある。弁護士が各刑事事件、特に外国の要素を含む各刑事事件における弁護の仕事を上手に行うためには、これら九（9）原則の明確な理解が必要である。

- *自ら弁護人を選択できる原則*：2013年憲法第31条は以下の通り規定する。「逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理を受けた者は、自己を弁護し、弁護士又は第三者に弁護を依頼する権利を有する。」。2015年刑事訴訟法も、罪に問われた者が弁護士に弁護を依頼する（第16条）、弁護人を選択する（第75条）権利を有すると明確に規定する。よって、弁護士は、自らの利益のために又は他の何等かの理由によって逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理が行われる者のこの権利を尊重しないことがあってはいけぬ。しかし、弁護士が訴訟手続に関する各要件、条件（第76条）を満たすために訴訟進行機関からの指定によって刑事訴訟活動に参加する場合、本原則は制限されてもいる。この場合、弁護士は、罪に問われた者が弁護人について適切な方針を選択するために、弁護人に依頼する時の罪に問われた者の権利を同人に説明する必要がある。

顧客の選択した弁護士が各法律規定の通りに訴訟活動に参加する機会を訴訟進行機関が作らない場合がある。弁護士は、憲法が定める顧客の合法的権益の保護に基づいてこのような妨害について不服申立てを行う必要がある。

- *自己弁護できる原則*：2013年憲法は以下の通り規定する。「逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理を受けた者は、自己を弁護し、弁護士又は第三者に弁護を依頼する権利を有する。」（第31条）。2015年刑事訴訟法には、罪に問われた者の自己弁護の権利を保護する規定が多くある（第16条、第58条、第59条、第60条、第61条、第422条及び第423条）。しかし、自己弁護の権利は、罪に問われた者が2015年刑法で規定する以下の各場合に属する場合に制限される。「a) 被疑者又は被告人が、刑法規定の最高20年の懲役刑、終身刑、死刑の刑事罰を科せられる可能性がある場合、b) 罪に問われている者が、自身を弁護できない身体障害又は精神障害がある場合、又は18歳未満である」（第76条）。これらの場合、訴訟執行管轄機関は、それらの者のために弁護人を指定すること。

- *審理を準備し、弁護人に接触する時間を十分に取る原則*：国際連合人権理事会は、弁護権を行使するための「十分な時間」の保証に関する原則を宣言している（1966年市民的及び政治的権利に関する国際規約を解説する2011年国際連合人権理事会の一般的意見第34号）。2015年刑事訴訟法も第74条、第75条、第79条など多くの規定の中で本原則を認めた。本原則は2015年勾留暫定留置執行法（第22条）、1998年11月7日付議定第89/1998/ND-CP番に添付して公布する暫定留置、勾留に関する規則の諸条を修正、追加する2002年11月27日付議定第98/2002/ND-CP番、1998年11月7日付議定第89/1998/ND-CP番に添付して公布する暫定留置、勾留に関する規則第26条及び第28条で規定する被暫定留置者、被勾留者の食

事及び診察、治療の制度を修正、追加する 2011 年 11 月 29 日付議定第 09/2011/ND-CP 番（第 22 条）など勾留、暫定留置に関する各規定によって限定されない。

- *弁護士と個人的に連絡できる原則*：本原則は、国際連合人権理事会の諸解説文書で認められている。ベトナムでは、2015 年刑事訴訟法（第 80 条）、2015 年勾留暫定留置執行法（第 9 条、第 13 条、第 14 条、第 20 条、第 22 条及び第 34 条）の規定により弁護人に会う権利が尊重されている。しかし、弁護士と被暫定留置者、被勾留者の間の個人的連絡に関する法律規定は、まだ具体的な指導がされていないので、弁護士は、拘置施設の内規、規則を尊重する必要がある。

- *法律扶助により弁護される原則*：本原則は、国際連合人権理事会の市民的及び政治的権利に関する国際規約についての解説による国際的標準として認められている。ベトナムの法律には、本原則を認める規定が沢山ある。罪に問われた者が 2006 年法律扶助法第 10 条¹の規定による以下の条件を十分満たす場合、無料で法律扶助が受けられる。貧困者、革命功労者、独居老人、障害者及び後ろ盾の無い子供、特に困窮した経済社会状況の地域に居住する少数民族の人。2015 年刑事訴訟法（第 71 条、第 72 条、第 76 条及び第 78 条）及び 2015 年勾留暫定留置執行法（第 8 条及び第 9 条）には両方とも法律扶助活動の保証に関連する規定がある。弁護士は、これら各規定を明確に把握して法律扶助対象である顧客が地域の法律扶助機関からの扶助を得られるようにする必要がある。現行の弁護士法の規定によると、弁護士が「法律規定による法律扶助を受ける対象である顧客に法律扶助を行う際に何等かの金員、その他利益を受け取る、要求すること、不可抗力の場合又は法律規定による場合を除き、法律扶助組織から、各訴訟進行機関からの要求に従って引き受けた案件を断ること」（第 9 条）は厳禁である。「法律扶助を行う際、弁護士は、扶助が提供される者に対して、弁護士報酬を受け取る案件の顧客に対するのと同様に熱意をもって、ベトナム弁護士連合会の定款に従って法律扶助を行うこと」（第 31 条）。

- *弁護士の助言を得るために訴訟手続が中断できる原則*：本原則は、罪に問われた者の弁護権を保障するためである。多くの国で、例えば弁護士が来るまで黙っている権利など、多くの異なるメカニズムによって本原則が保障されている。ベトナムでは、2015 年刑事訴訟法が罪に問われた者のために暫定留置、勾留、起訴された時及び公判に付された時から弁護権が行使される環境を作った（第 58 条、第 59 条、第 60 条、第 61 条、第 73 条及び第 74 条）。2015 年刑事訴訟法によれば、訴訟手続が中断できる原則は、「被告人が辩护人欠席での審理に同意する場合を除き、」 辩护人が「不可抗力を理由として又は客観的な障害により 1 回目の欠席を行い、裁判所が審理を延期する必要がある」場合、審理の段階で実施されるか、又は「本法第 76 条第 1 項で規定する辩护人を指定するが辩护人が欠席する場合、被告人又は

¹ 2017 年法律扶助法（2018 年 1 月 1 日発効）第 7 条

被告人の代理人が弁護人欠席での審理に同意する場合を除き、裁判合議体は審理を延期しなければならない」(第 291 条)。

- *罪に問われた者の権利を弁護の過程で擁護する原則* : 本原則は、罪に問われた者の合法的権利の擁護を目標とするので、職業活動における弁護士の独立性を必要とする。本原則は、現行の弁護士法、2006 年法律扶助法の中で認められ、2017 年法律扶助法において継続して確認されている。弁護士法は、以下を含む弁護士職の五 (5) 原則を規定する。「憲法及び法律の遵守」、「弁護士職務倫理規程の遵守」、「独立、誠実及び客観的事実の尊重」、「顧客の合法的権益を最善に擁護するために正当な措置を使用すること」及び「弁護士業務活動について法的責任を負うこと」(第 5 条)。弁護士法も弁護士の以下のことを厳禁する。「訴訟、非訟事件解決業務において法律規定に反するために、訴訟執行官、訴訟参加者、幹部、その他公務員とつながり、関係を持つこと」(第 9 条)。2006 年法律扶助法も法律扶助の原則を以下の通り規定する。「法律扶助を受ける者の合法的権益を最良に擁護するために、法律規定に適合する各措置を使用する」(第 4 条)。2017 年法律扶助法も以下の通り規定する。「法律扶助を受ける者の合法的権益を最良に擁護する」(第 4 条第 3 項)。

被疑者、被告人に適切な弁護士がすでにいる場合は能力が不十分な又は不注意な弁護士の弁護で訴訟を執行しなくて良いという原則 : 本原則は、自らが選んだ弁護人に依頼して良い、罪に問われた者の合法的権利を擁護する、という上記 2 つの原則の実施を保障するためである。同時に、本原則は、刑事弁護における弁護士の専門性、注意を高めるためである。本原則は完全に 2013 年憲法の「弁護士又はその他の者に弁護を依頼する」(第 31 条)の規定に適合する。実際は、罪に問われた者が弁護人に依頼したが、罪名又はその者の状況により訴訟進行機関がさらに弁護人を指定し、その指定された弁護人が弁護の仕事をしたが罪に問われた者が望む専門性に達しない場合がまだある。

死刑に対して弁護を必須とする原則 : 2015 年刑事訴訟法の規定によると、被疑者、被告人が現行刑法で規定される刑罰の最高枠である死刑に当たる罪に関して起訴される場合、被疑者、被告人又はその者の法定代理人が弁護人を依頼しない時、訴訟執行管轄機関は、「弁護士会が弁護士職業組織に弁護人をその者のために指名するよう割り当てること、国家法律扶助センターが法律扶助対象である人のための法律扶助員、弁護を行う弁護士を指名すること、又はベトナム祖国戦線委員会及び戦線の各メンバー組織が自組織のメンバーである罪に問われた者の弁護を行う人民弁護員を指名すること」(第 76 条)を要求又は提案する必要がある。

c) *刑事訴訟手続における争訟の保障を要求するスキル*

法的根拠 : 2013 年憲法第 101 条、2015 年刑事訴訟法第 26 条。

弁護士の争訟業務は、審理段階だけに限定せず、捜査及び起訴も含む。2015 年刑事訴訟法には、上述の通り、捜査及び起訴の段階における弁護権を保障する規定が多くあった。その

他に、検察院が裁判所に送る事件書類の中の資料、証拠は、十分に検討され、適法である必要がある。裁判所は、検察官、被告人、弁護士、その他訴訟参加者が十分に自らの権利、義務を行い、裁判所において民主的、平等な争訟を行う環境を整える責任を負う。かくして、弁護士には、以前のように弁護権行使のために事件書類が入手できるか心配したり闘ったりする必要がもう無い。全ての有罪の証拠又は無罪を確定する証拠、刑事責任を加重する事実関係、減軽する事実関係は、公判で説明、討論、明確化される必要がある。検察官は、以前のように弁護士との討論を拒否する権利が無い。

本原則は、弁護士に、自らの顧客の無罪を証する又は刑事責任、賠償責任などを減軽する各証拠について提示、調べを行い、弁護の討論をする責任を負うことを要求する。

d) 争訟における平等を要求するスキル

法的根拠：2015年刑事訴訟法第26条。

2015年刑事訴訟法は、弁護士及びその他の訴訟参加側が刑事事件での証拠の提示、証拠の評価、客観的事実明確化の要求において共に平等権を有すると明確に規定する。裁判所の判決、決定は、公判での証拠調べ、評価の結果及び争訟結果を根拠にすること。

その他に、裁判所部門は現在いくつかの地域で、弁護士及び検察官の公判での座席及び討論の位置を水平に配置することによって裁判所での各訴訟参加側の平等の改善に努めており、全国的に適用していく。

上記の改革は刑事争訟に平等をもたらすためであり、弁護士はこれを把握し実施する必要がある。

d) 弁護参加登録に関連する各行政手続を把握するスキル

法的根拠：2015年刑事訴訟法第78条、第80条。

2015年刑事訴訟法は、弁護士の弁護参加権を拡大し、弁護人証明書及び本証明書発行に関連する各手続を廃止した。これは、弁護士が刑事訴訟に参加する際に便利な状況である。本権利の実際上の行使を保障するために、2015年刑事訴訟法は関連する以下の各条件、行政手続を明確に規定した。

- 弁護士が逮捕者、被暫定留置者、勾留中の被疑者、勾留中の被告人に合う場合、「弁護人への通知文書、弁護士証又は法律扶助弁護員証、又は人民身分証明書又は市民身分証明書を提示する」(第80条)だけで良い。

- 弁護を登録する弁護士は、以下の各書類を提示する必要がある。

+ 「弁護士は、弁護士証とその認証済みの写し、及び罪に問われた者又は罪に問われた者の代理人、親族が要求する文書を提出する。

+ 罪に問われた者の代理人は、人民身分証明書又は市民身分証明書、及びそれらの認証済みの写し、及びその者と罪に問われた者との続柄を説明する管轄機関の文書を提出する。

+ 法律扶助弁護士又は法律扶助を實踐している弁護士は、法律扶助実施組織の発行する任命書及び法律扶助弁護士証、又は弁護士証を、認証済みの写しを添付の上、提出する」(第78条第2項)。

- 裁判所が2015年刑事訴訟法第76条で規定する弁護人を指名する場合、以下の各書類を提示する必要がある。

+ 「弁護士は、自身が勤務する組織の発行した当該弁護の任命書、又は弁護士界発行の独立弁護士への任命書を、弁護士証とその認証済みの写しを添付の上、提出する。

+ 法律扶助弁護士又は法律扶助を實踐している弁護士は、法律扶助弁護士証又は弁護士証とその認証済みの写し、及び国家法律扶助センターによる人民弁護士任命文書を提出する」(第78条第3項)。

第78条第2項又は第3項で規定する文書を十分受領した時から24時間以内に、訴訟執行管轄機関は、書類を検査すること。2015年刑事訴訟法第78条第5項で規定する弁護申請を却下する場合に属さないことが分かった場合、弁護申請台帳に登録し、弁護人通知書類をすぐに弁護申請者、留置施設に送付し、弁護申請に関連する書類を事件記録の中で保管する。条件を十分に満たさないことが分かった場合、弁護申請を却下し、文書に理由を明記すること。

- 訴訟執行管轄機関は、以下の各場合に属する場合、弁護申請を却下する(第78条第5項)。

+ 「弁護に参加できない者」に関する2015年刑事訴訟法第72条第4項で規定する場合。

+ 弁護人を指定する場合に属する罪に問われている者が、弁護人を回避する場合。

- 以下の各場合を除き、弁護人通知文書は訴訟参加の全過程で使用できる(第78条第6項)。

+ 被告人が、弁護人の回避又は交代を提案する場合。

+ 2015年刑事訴訟法第76条第1項第b号の規定による、身体障害者で自己弁護ができない、精神障害者、又は18歳未満である罪に問われた者の代理人又は親族が、弁護人の回避又は交代を提案する場合。

- 訴訟執行管轄機関は、以下の各場合の一つに属する場合、*弁護登録を取り消し、弁護人、留置施設に通知する*（第 78 条第 7 項）。

+ 弁護人が「*弁護に参加できない者*」に関する 2015 年刑事訴訟法第 72 条第 4 項で規定する場合に属することが判明した場合。

+ 弁護を実施中に法律違反を犯した場合。

e) *罪を問われた者の弁護権及び弁護士の業務権を保障するための不服申立て*

法的根拠：2015 年刑事訴訟法第 XXXIII 章。

弁護活動における争訟スキルの他に、弁護士には罪に問われた者及びその他各当事者の弁護権、弁護士の業務権を守るために管轄国家機関への不服申立てを実施するスキルも必要である。2003 年刑事訴訟法と同様に、2015 年刑事訴訟法にも刑事訴訟における不服申立て、告訴告発について規定する章（第 XXXIII 章）があり、より詳細、具体的に規定している。

2003 年刑事訴訟法と 2015 年刑事訴訟法の間の不服申立て、告訴告発の規定で、弁護士は以下の相違点に注意する必要がある。

- 不服申立人は、自ら不服を申立てるか又は*法定弁護人、代理人、利害関係人の法的諸権利と利益の保護人*を通して不服を申立てる権利を有する（2015 年刑事訴訟法第 472 条）が、一方 2003 年刑事訴訟法は、以下のようにのみ規定する。「自ら不服を申立てるか又は法定代理人を通して不服を申立てる（2003 年刑事訴訟法第 326 条）。このように、弁護士は、「その決定、行為が法律に違反し、自らの合法的権益を侵害すること」（2015 年刑事訴訟法第 469 条）に関して顧客に通知する権利を完全に有し、完全に責任を負う。

- 2015 年刑事訴訟法は、緊急逮捕、逮捕、暫定留置、勾留についての次のレベルでの不服申立て処理（2015 年刑事訴訟法第 474 条）、捜査機関の捜査官、幹部捜査官、副長官及び長官、諸捜査活動を行う任務を任された者に対する不服申立て処理（2015 年刑事訴訟法第 475 条）、検察院の検察官、検査官、副長官及び長官に対する不服申立て処理（2015 年刑事訴訟法第 476 条）、裁判所の審査官、裁判官、副長官及び長官に対する不服申立て処理（2015 年刑事訴訟法第 477 条）の手續を規定する。

- 2015 年刑事訴訟法によると、以前の 2003 年刑事訴訟法の規定のように市民だけが告発権を有する代わりに、個人が告発権を有する。この新しい規定は、市民権を剥奪された者又は外国人、無国籍者にも「訴訟執行権限を有する人物により法律違反行為であって、国家の利益、市民、機関、組織の法的権利、利益に被害を及ぼすか、又は被害を及ぼす恐れのある行為」について告発権を与える（2015 年刑事訴訟法第 478 条）。

g) *刑事訴訟における判例適用及び法的効力が発生した判決調査のスキル*

法的根拠：判例の公表及び適用に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決第 03/2015/NQ-HDTP 号。

裁判所の判決及び法律適用の観点から推測するための、効力が発生した刑事事件の調査は、判例の公表及び適用に関する最高人民裁判所裁判官議決第 03/2015/NQ-HDTP 号に従って最高人民裁判所が判例を正式に公認して適用する前に多くの弁護士が適用する一つのスキルである。2017 年 2 月までに、最高人民裁判所は審理活動において適用するための 10 個の判例を公表した。その中の 1 つの判例が刑事関連である。判例は正式な法源と見なされるので、弁護士は弁護の仕事を行うために定期的に更新し、刑法及びその他各法文書を調べる必要がある。各判例は、最高人民裁判所の電子ポータル (www.toaan.gov.vn) 又は判例公表のウェブサイト (www.anle.toaan.gov.vn) で検索できる。

判例の選択、公表及び適用の手順に関する 2015 年 10 月 28 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 03/2015/NQ-HDTP 号によると、「審理の際、裁判官、人民参審員は、類似の諸事件を解決するため判例を研究、適用し、互いに類似する事情又は法的事項を有する諸事件は互いに同様に解決されるよう保障しなければならない。判例を適用する場合は、判例を含む裁判所の判決又は決定の事件番号、判例において言及された類似の事件の性質、事情及び審理中の事件の性質、事情、判例における法的問題は、裁判所の判決又は決定において引用、分析、明確にされなければならない；判例を適用しない場合は、裁判所の判決又は決定において、分析、立論し、理由を示さなければならない。」(第 8 条)。弁護士は、処理中の自分の事件が事実関係、法律事実について判例と似ているか否かを検討する必要がある。似ている場合、弁護士は自らの弁護の観点で裁判合議体に適用又は不適用を提案できる。しかし、その前に弁護士は、同様の事件に対する判例を裁判合議体が適用する可能性について顧客とやり取りをして良い。

法的効力が発生した各判決の調査は、弁護士が法的状況分析及び法律適用の経験を積むことにも役立つ。今までに、最高人民裁判所は 2006 年から 2012 年までに発行された多くの刑事、民事、行政、商業及び労働に関する監督審決定を公表した。判例公表のウェブサイト (www.anle.toaan.gov.vn) も、意見を聞き、多くの裁判所判決、決定を判例として掲載している。近い将来、最高人民裁判所及び各地方裁判所は、法律規定に従って秘密を守る必要がある判決を除き、法的効力が発生した各判決を公開する。

h) 刑事訴訟の簡略手続

法的根拠：2015 年刑事訴訟法第 XXXI 章

簡略手続は 2003 年刑事訴訟法で規定されるが、実際に適用されることはまれである。2015 年刑事訴訟法 (第 XXXI 章) は、それに続き、本手続についてより詳細に規定する。簡略手続の適用は、弁護権に多くの影響を及ぼす。よって、弁護士は、弁護士の弁護の役割を

果たし、また起訴された人の弁護権が保障できるように、本手続の各適用条件をしっかりと把握することが必要である。

2. 民事訴訟事件参加の基本的スキル

a) 民事訴訟における争訟の保障

法的根拠：2015年民事訴訟法第24条、第76条、第96条、第109条、第208条、第247条から第263条まで、第301条から第305条まで。

2015年民事訴訟法の規定によると、民事訴訟事件の争訟は、法廷で行われるだけでなく、裁判所が訴訟事件の管轄引き受け決定を出した段階から行われる。弁護士は、訴訟提起の段階から又は民事訴訟の過程のどの段階からも訴訟への参加が許可される。当事者、当事者の合法的権益の擁護者は、裁判所が決定を出した時点から資料、証拠を収集、提出する権利を有し、お互いに通知を行い、提出した資料、証拠を送る義務を負う。訴訟過程で、裁判官は証拠の提出、受付、公開のチェックを行うミーティング及び当事者間の和解を行う。そのため、弁護士は、裁判所に提出し、要求に従って各側に送付するために、各資料、資料のコピーを十分な数準備する必要がある。訴訟過程での及び法廷での審理前の資料、証拠の見直しは、当事者の合法的権益を最良に保障するために、注意深く慎重に実施する必要がある。弁護士は、争訟原則に関する規定を守っていないと見なされる可能性があるため、法廷での審理の時まで資料、証拠の提出を待たないほうが良い。裁判合議体は、新しい各資料、証拠を十分、客観的に検討する条件を満たさなくても良い。一般的に見て、2015年民事訴訟法第24条の争訟の保障に関する規定は、民事訴訟事件の解決における争訟を促進した。これは、2011年に修正、追加した2004年民事訴訟法と比べて新しい2015年民事訴訟法の規定である。

当事者の正当な要求により内容を公開しない国家機密、民族の伝統美風、職業的秘密、営業機密、個人の秘密、家族の秘密に関する各資料、証拠又は複製して送れない資料、証拠については、弁護士が積極的に他の当事者又は他の当事者の法定代理人に文書で通知すること。

各当事者は、2015年民事訴訟法の規定に従って自らの要求、合法的権益を擁護するため又は他人の要求に反論するために、証拠の評価及び適用する法律に関する観点、立論を提示、討論、発表する権利を有する。提示する権利は、口頭で表現するだけでなく、文書によっても表現できる。弁護士は、法的意見書を書いて裁判所及び関係する各側に送付して良い。

b) 当事者の合法的権益の擁護者になる登録手続

法的根拠：2015年民事訴訟法第75条、弁護士法第27条。

裁判所に当事者の合法的權益の擁護者になる登録手続を申し込む際、弁護士は、現行の弁護士法第 27 条の規定による弁護士証及び顧客の弁護士要求書を含む各書類を提示すること。

書類を検査し、申込者が当事者の合法的權益の擁護者になる条件を満たすことが分かった後、申込み受領日から三（3）業務日以内に、裁判所は、当事者の合法的權益の擁護者の登録簿に記入し、当事者の合法的權益の擁護者要求書に承認を行う。申込を拒否する場合、裁判所は、理由を明記した文書で申込者に通知すること。

弁護士は、顧客の弁護士要求書の代わりに法律サービス契約を使用して良い。法律サービス契約の様式は、本編第 6 章項目 IV で提供される。

弁護士は、当事者の合法的權益の擁護者になる登録の拒否決定又は民事訴訟進行機関、民事訴訟を行う者が他の書類をさらに要求する行為に対し、2015 年民事訴訟法の第 499 条から第 507 条までの民事訴訟における不服申立て、訴えの提起に関する規定による不服申立てを行って良い。

c) 民事訴訟において電子的手段を適用するスキル

法的根拠：2015 年民事訴訟法第 173 条、第 176 条、第 190 条、第 191 条及び第 193 条、電子的手段による訴状、資料、証拠の送付、受領及び訴訟文書の発給、送達、通知に関する法律第 92/2015/QH13 号民事訴訟法諸規定と法律第 93/2015/QH13 号行政訴訟法諸規定の施行を指導する 2016 年 12 月 30 日最高人民法院裁判所裁判官評議会議決第 04/2016/NQ-HDTP 号。

民事訴訟事件処理手続における訴えを提起する者、当事者、その他訴訟参加者（以下、訴えを提起する者、訴訟参加者と称する）と裁判所との間の電子的手段による訴状、資料、証拠の送付、受領及び訴訟文書の発給、送達、通知の手続は、2015 年民事訴訟法で新しく規定された手続である。これら各手続における電子的手段の適用は、弁護士及び各当事者の裁判所、特に弁護士、当事者の業務本部から遠い各地域に属する裁判所との連絡に都合の良い状況を作り出すと同時に、これら手続を直接実施する際の弁護士の困難を減少させると言えよう。

上記目標の実現のために、最高人民法院は、電子的手段による訴状、資料、証拠の送付、受領及び訴訟文書の発給、送達、通知に関する法律第 92/2015/QH13 号民事訴訟法諸規定と法律第 93/2015/QH13 号行政訴訟法諸規定の施行を指導する 2016 年 12 月 30 日最高人民法院裁判所裁判官評議会議決第 04/2016/NQ-HDTP 号を発行した。議決第 4 条は、以下を含む訴えを提起する者、訴訟参加者が選択できる裁判所との電子取引の各形式を提示した。

「a) 裁判所とのメッセージ、電子データの送受信

b) 裁判所が発給、送達、通知するメッセージ、電子データの受信のみ」。

本議決は、電子的手段の他に、訴えを提起する者及び訴訟参加者が訴状、資料、証拠を訴訟法の規定（第 4 条）による他の方式で送付、受領する権利も認める。そのため、弁護士（訴訟参加者）は、電子取引を実施する各条件（第 5 条）を明確に把握し、電子署名が使用でき、電子取引を実施する際のその他トラブル処理の各要件を知る必要があり、同時に電子取引の各概念、条件及び方式を理解するために現行の電子取引法の各規定を明確に把握する必要もある。

實際上、eメールの送信、ウェブページ（ウェブサイト）上での各情報、データファイル（ファイル）の送信、資料コピー（スキャン）など現在の電子的手段による取引は、もはや弁護士にとって馴染みが無い物でない。それに加え、インターネット、スマートフォンなどの発展のおかげで、電子的証拠のコピー及び伝送が以前ほど困難でなくなった。

d) 民事訴訟における慣習、同様の法律、民法の基本原則、判例又は公平性の適用及び法的効力が発生した各判例の調査を行うスキル

法的根拠：2015 年民事訴訟法第 45 条、第 264 条、第 266 条、第 313 条、2015 年民法第 3 条、第 5 条、第 6 条及び 2015 年 10 月 28 日判例の公表及び適用に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決第 03/2015/NQ-HDTP 号。

弁護士は、各側が合意せず、処理される訴訟事件に適用する法律条項がまだ無い場合、慣習、同様の法律、民法の基本原則、判例又は正義の適用の原則を明確に把握する必要がある。

慣習について、弁護士は弁護士の法律サービス実施地域の経済活動における各慣習を収集すると良い。2015 年民事訴訟法及び 2015 年民法の発効前、慣習は民事訴訟における「証拠の源泉」と見なされており¹、その慣習を有する共同体から認められる場合だけ証拠と見なされていた²。2015 年民法及び 2015 年民事訴訟法は、契約、婚姻、家族など各民事訴訟、非訟事件での慣習の内容確認の原則及び慣習適用の原則についてより詳細に規定した。多くの慣習が記録され、正式な資料として出版された。正式な資料としてまとめられていないが特定の地域で認められ広く適用され民事訴訟、非訟事件に関連する習慣について、弁護士は引用し、裁判所に適用を要求するか、又は再度説明し、それを「習慣」として承認することを（地域の人民委員会など）管轄国家機関又は（文化保存機関、商業会議所、地域の事業組合など）専門機関で依頼しても良い。国際通商関連の訴訟、非訟事件について、弁護士は、国際商業会議所（ICC）が 2010 年に発行し 2011 年 11 月 1 日から適用された国際貿易条件（International Commerce Term - INCOTERM）など現在国際通商で普遍的に適用される慣習を

1、 2. （2011 年に修正、追加された）2004 年民事訴訟法第 82 条、第 83 条。

参照して良い。国際通商の各慣習の適用は、ベトナムの法律に違反しないことが条件である¹。

慣習、同様の法律が適用できない場合、裁判所によって、民法の各基本原則、判例、公平性が各民事訴訟、非訟事件解決のために適用される。

民法の各基本原則とは、2015年民法第3条で規定される原則である。よって、これら各基本原則の分析ができるように、弁護士は民法の基本原則に関する各科学的調査手順の調査、検索、保存が必要である。

裁判所が調査し、民事訴訟、非訟事件の解決に適用される判例は、最高人民裁判所裁判官評議会により選択され、最高人民裁判所長官が公表する（上記各刑事事件の基本スキルを紹介する部分の判例使用スキルのガイドの部分をさらに参照のこと。2017年3月までに最高人民裁判所が10個の判例を公表した中の7つの判例が民事の問題に関連することに留意）。

公平性は、社会の全ての者に認められ、人道の原則に適合し、偏らず、その民事訴訟、非訟事件の各当事者の権利、義務について平等に、常識に基づいて確定される。

d) 民事訴訟で簡略手続を適用するスキル

法的根拠：2015年民事訴訟法第11条、第14条、第65条、第191条、第203条、第233条、第286条、第316条から第324条まで。

簡略手続による民事訴訟事件の第一審、第二審の審理は、裁判官1人によって行われる。民事訴訟事件の処理を割り当てられた裁判官は、2015年民事訴訟法第317条の規定による条件を十分に満たす場合、各民事訴訟事件の処理のために簡略手続適用の決定を発する。弁護士は、この手続による処理が自らの顧客の利益になると思う場合、裁判所に簡略手続の適用を提案しても良い。逆に、弁護士は、簡略手続の適用が2015年民事訴訟法の各条件に合わず、訴訟事件処理に公平、合理性をもたらさない可能性があることを示す根拠がある場合、顧客に助言を行い、簡略手続適用に対する適切な不服申立て権の行使を援助して良い。不服申立て、訴え、不服申立ての処理、訴えの処理は、2015年民事訴訟法第319条の規定により実施する。

3. 行政事件参加の基本的スキル

a) 行政訴訟における争訟保障の原則

法的根拠：2015年行政訴訟法第17条、第18条、第175条から第192条まで。

¹ 2005年商法第4条。

行政事件に参加する一方の側が管轄国家機関の代理人であっても、行政訴訟において各側は平等であり、行政訴訟における争訟保障の原則の適用は民事訴訟に対するのと同様に行われる（民事訴訟における争訟保障の原則の部分を中心に参照のこと）。よって、行政訴訟における争訟も、法廷で行われるだけでなく、裁判所が事件の管轄引き受け決定を出した段階から行われる。

b) 当事者の合法的権益の擁護者になる登録手続

法的根拠：2015 年行政訴訟法第 61 条、弁護士法第 27 条。

裁判所に当事者の合法的権益の擁護者になる登録手続を申し込む際、弁護士は、現行の弁護士法第 27 条の規定による弁護士証及び顧客の弁護士要求書を含む各書類を提示する。

民事訴訟におけると同様、書類を検査し、申込者が当事者の合法的権益の擁護者を行う条件を満たすことが分かった後、申込み受領日から三（3）業務日以内に、裁判所は、当事者の合法的権益の擁護者の登録簿に記入し、当事者の合法的権益の擁護者要求書に承認を行うこと。登録を拒否する場合、裁判所は、理由を明記した文書で申込者に通知すること。

弁護士は、顧客の弁護士要求書の代わりに法律サービス契約を使用して良い。法律サービス契約の様式は、本編第 6 章項目 IV で提供される。

弁護士は、当事者の合法的権益の擁護者になる登録の拒否決定又は行政訴訟進行機関、行政訴訟を行う者が他の書類をさらに要求する行為に対し、2015 年行政訴訟法の第 327 条から第 336 条までの規定による不服申立てを行って良い。

c) 行政訴訟において電子的手段を適用するスキル

法的根拠：2015 年行政訴訟法第 102 条及び第 105 条、電子的手段による訴状、資料、証拠の送付、受領及び訴訟文書の発給、送達、通知に関する法律第 92/2015/QH13 号民事訴訟法諸規定と法律第 93/2015/QH13 号行政訴訟法諸規定の施行を指導する 2016 年 12 月 30 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 04/2016/NQ-HDTP 号。

行政事件処理手続における訴えを提起する者、当事者、その他訴訟参加者（以下、訴えを提起する者、訴訟参加者と称する）と裁判所との間の電子的手段による訴状、資料、証拠の送付、受領及び訴訟文書の発給、送達、通知の手続は、2015 年行政訴訟法で新しく規定された手続である（民事訴訟において電子的手段を適用するスキルを中心に参照のこと）。

d) 行政訴訟における判例の適用

法的根拠：2015 年行政訴訟法第 191 条、第 194 条及び第 242 条並びに 2015 年 10 月 28 日判例の公表及び適用に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決第 03/2015/NQ-HDTP 号。

判例は、裁判所により調査が行われ、行政訴訟、非訟事件の処理に適用される。判例は、最高人民裁判所裁判官評議会が選択し、最高人民裁判所長官が公表する（上記各刑事事件の基本スキルを紹介する部分の判例使用スキルのガイドの部分を中心に参照のこと）。2017年2月までに最高人民裁判所は最高人民裁判所電子ポータル（www.toaan.gov.vn）及び判例ウェブサイト（www.anle.toaan.gov.vn）で行政の判例を一（1）つ公表した。

d) 行政訴訟における簡略手続の適用

法的根拠：2015年行政訴訟法第245条から第253条まで。

行政事件の処理を割り当てられた裁判官は、2015年行政訴訟法第246条の規定による条件を十分に満たす場合、各民事訴訟事件¹⁵の処理のために簡略手続適用の決定を発する。弁護士は、この手続による処理が自らの顧客の利益になると思う場合、裁判所に簡略手続の適用を提案しても良い。逆に、弁護士は、簡略手続の適用が2015年行政訴訟法の各条件に適合せず、事件の処理に公平、合理性をもたらさないことを示す根拠が本手続にあるように見える場合、顧客に助言を行い、簡略手続適用に対する不服申立て権の行使を援助しても良い。

¹⁵（監修者注）「民事事件」と訳されているが、原文自体が「*vụ án dân sự*」として「民事事件」となっている。文脈からして「行政事件」の誤記と思われる。

第6章

弁護士報酬計算の基礎、サービス見積もりの手続、法律サービス契約の起草

I. 弁護士報酬計算の基礎、サービスの見積もり

法的根拠：弁護士法第54条、第55条、第56条、第57条、議定第123/2013/ND-CP号第18条、第19条。

1. 弁護士報酬計算の一般原則

弁護士業は、本編第4章で述べたような各種サービスを含む法律サービスを提供する職業である。本質的に、弁護士の顧客への法的サービス提供は、一方がサービスを受けるニーズを有する顧客、他方が顧客の要求に応じた品質のサービスを提供する能力を有する弁護士職業組織（「弁護士」と略称）である双方の間の民事的関係である。そのため、報酬計算は自発、平等、双方の合意の原則から出発する。法律サービス契約による刑事事件の弁護士報酬計算も本原則に従って実施されるが、弁護士の業務時間1時間の最高価格は政府規定の基本給に対する割増額が基本給の0.3倍を超えてはいけないという議定第123/2013/ND-CP号規定の最高価格に「制限」されることに留意する必要がある。同様に、弁護士が訴訟進行機関からの要求に従って刑事事件の弁護に参加する場合、弁護士の1業務日当たりの支払い報酬額は割増額が政府規定の基本給の0.4倍である。

a. 弁護士報酬計算の根拠及び方式

- 報酬計算の根拠

現行の弁護士法の規定によると、弁護士報酬額は以下の3つの根拠に基づいて計算される。

- + 法律サービスの内容、性質
- + 弁護士が法律サービスの実施に使用する時間及び労力
- + 弁護士の経験及び信用。

法律サービスの内容、性質とは、顧客が依頼する訴訟、非訟事件の性質が単純か又は複雑かのことと理解される。これら性質の確定は、係争中の法律関係、顧客の依頼の正当性など、多くの問題と関連する。その他に、訴訟、非訟事件の内容、性質は、弁護士がサービス実施のために費やすべき時間及び労力も決定する。訴訟、非訟事件が単純であれば、弁護士が解決に用いる時間、労力がより少なく、逆もまた同様である。複雑な民事訴訟、非訟事件は、特に関連の事実、事実関係が日々より多く出現する状況では、係争の法律関係の性質の確認も単純でない。顧客が弁護士に、相続人以外の他人が管理して保管、維持の労力を提供

している相続財産の相続係争の解決を依頼するなど、「二重の」要求を出す訴訟、非訟事件がある。この場合、弁護士は、顧客が遺産分割の依頼と遺産を取り戻す依頼をしていることを確定する必要があるが、2 つめの依頼は財産の管理人の権利に関連するので、どのようにして遺産分割及び依頼の解決を満足のいくように進めるかも比較的複雑である。弁護士の時間及び労力について、刑事事件、特に被疑者、被告人の人数が数十人になり書類の印が数十万にもなる大きな刑事事件などは、証拠収集、証拠の評価、調べへの参加、客観的事実の明確化要求、被疑者、被告人の自らの権利行使の援助も単純ではない。このように複雑な事件では、弁護士は、顧客の問題の解決のために、事実関係を調査し、方向性を打ち出し、顧客の資料、証拠収集を助けることに多くの時間、労力を割く必要がある。しかし、証拠収集が多くの主観的及び客観的要素に属し、多くの組織、機関、部署又は個人に関連することがあり、証拠、証明資料を所持する各主体が提供したがるか又は妨害的な、困難を伴う条件と共に収集結果に影響するその他の主観的及び客観的条件を提示する場合も多い。

弁護士の経験及び信用は、弁護士報酬額計算の法的根拠でもある。弁護士が顧客に提供する法律サービスの品質は、この根拠に大きく依存する。通常、弁護士の経験及び信用は、弁護士の職業スキル及び職業倫理に最もはっきり表れる。経験のある弁護士とは、以下のことに各職業スキルを上手に使用する人である。顧客の要求が正当であるか否かの決定。資料、証拠の収集、書類の調査。それら各資料、証拠の証明力確定のための各事実、事実関係の分析、比較、総合、評価。顧客の合法的権益を防御、擁護する計画を提示する能力。法的論拠の準備、法廷で発生する状況の予測及び状況の処理。そこから発する、顧客の権利を防御する又は擁護する言葉の提示と鋭く正確で説得力に満ちた立論。

しかし、ある弁護士に「経験及び信用」があるとどうやって確定するかは、実際にはとても難しい。なぜなら、現在までこの問題の確定のために法律化された具体的な指標が無いからである。よって、顧客に対して報酬額を計算する際、弁護士は、各規定及び具体的条件を根拠にして顧客が受け入れられる合理的な報酬額を出す必要がある。弁護士が出す報酬額が高すぎれば、当然顧客には受け入れ難く、より適切な他の弁護士を探して選択するために、退く方法を探さだろう。これについては、弁護士が顧客の説明を聞いただけで、まだ顧客が提供する資料、証拠の調べ、評価を行う状況でなく、まだ顧客の要求に擁護の根拠があるか否かが確定できないのに急いで引き受けて高すぎる報酬額を提示し、顧客に弁護士の業務上の慎重さを疑わせ信用を落とし、法的サービスを受けることを辞退する方法を探させるようになる場合も例外でない。

その他に、現行の弁護士法には報酬額決定の際の職業倫理基準に関する明確、具体的な規定が無いが、実際顧客との関係において、職業倫理の要素は弁護士が合理的な報酬額を計算、提示して顧客の信頼及び自身の信用を強化するための大変重要な根拠である。

- 報酬計算の方式

弁護士法第 55 条第 2 項は、弁護士報酬は以下の 3 つの方式により計算すると規定する。

+ 弁護士の労働時間

+ 事件、業務毎のパッケージ型報酬額

+ 事件、業務毎に、訴訟事件の価額又は契約金額、プロジェクト金額の割合計算する報酬額。

報酬の計算にどの方式を適用するかは、弁護士が顧客の同意に基づき自ら提示する。実際には、報酬計算への適用に適した方式を決定する要素は、計算方法、弁護士ごとの実際の条件にも属し、案件によるため、どれか一つの具体的な方式に類型化できない。

弁護士が訴訟進行機関の指定に従って訴訟、非訟事件を受ける場合、報酬額は弁護士の労働時間によって計算される。計算される弁護士の労働時間は以下を含む。

+ 被暫定留置者、被疑者、被告人と会う時間

+ 弁護に関連する資料、物、事実関係を収集する時間

+ 書類を調査し資料を準備する時間

+ 審理に参加する時間

+ 訴訟進行機関の要求に従って訴訟参加を行うためのその他合理的時間。

この場合、弁護士の労働時間による報酬を機械的に 1 日当たり 8 時間とする業務時間によって計算することはできない。なぜなら弁護士の労働作業は特殊な種類の労働であり、昼夜、業務時間の内外を問わない。そのため、弁護士は、費やした労力及び時間に合うように、仕事の処理に必要な時間を慎重に計算しなければならない。同時に、訴訟進行機関への報酬支払依頼書の中で、弁護士は自らの労働時間数を証明する実際の根拠を明記する必要がある（現在、各訴訟進行機関が指定した事件で弁護士報酬支払い遅延の状況が存在する。よって、各弁護士会は、弁護士の合法的権利を保護するためにそれら機関に意見を述べなければならない）。

各弁護士は、国選弁護を受ける場合、報酬の他に準備過程、法廷及び訴訟進行機関での弁護に参加する過程で国家幹部、公務員の国内出張業務費用制度に関する現行規定による交通費、滞在費の支払いを受けることに留意すること。弁護士に訴訟参加を依頼する訴訟進行機関は、報酬及び費用に関する規定通りに支払う責任を負う。支払い経費の財源は、訴訟進行機関の毎年の予算に組まれる。弁護士は、訴訟進行機関が支払う報酬及び経費の他にいかなる金額、利益も被疑者、被告人又は同人の親族から受け取ってはならない。

同時に、弁護士法は、弁護士が信頼を得るために訴訟、非訟事件の結果を保障する顧客との約束に基づいた報酬額及び報酬計算方式に合意し、顧客の心理に訴えて法律サービス契約

を結ばせることも厳禁し、弁護士が契約で顧客と合意した報酬及び経費の他のいかなる金額、利益もさらに受け取ること、要求することを厳禁する。

上記報酬額の外に、弁護士は、サービスを行う際の交通費、滞在費、宿泊代金などその他各費用も、財政会計に関する法律規定による有効な書類に基づいて計算できる。顧客はこれら費用支払いの義務を負う。

b) サービス見積もり手続

サービスの値段は、弁護士の提供する法律サービスを顧客が受ける際に弁護士に支払うべき金額（業務時間により計算）又は総額である。計算に基づき、報酬計算方式を適用し、弁護士は適切なサービス見積もり形式を選択する。サービス見積もり形式には以下の2つがある。

- **口頭によるサービス見積もり**：この形式は、通常弁護士が顧客と直接やり取りして合意する場合に適用する。顧客が提供する書類、資料の初期調査を行った後の依頼受付に基づき、弁護士は、顧客にサービスの価格を通知してすぐに説明を行い、顧客は、参考にして調査を行い弁護士への法律サービスの実施依頼を継続するかを決定する。

- **価格通知文書によるサービス見積もり**：依頼及び顧客が提供する書類、資料を受け付け、顧客の依頼の調査、正当性確定を行い、各証拠資料などを検討、評価する時間を取った後、弁護士は文書でサービス価格の通知を行う。通知文書の中で、弁護士は、顧客が把握できるようにサービス価格、サービス価格の計算根拠、報酬計算方式、方式ごとの支払いのスケジュール（もしあれば）を明記する。

II. 法律サービス契約の起草

法的根拠：弁護士法第26条、ベトナム弁護士職務倫理規程¹⁶の規定第7番。

弁護士が顧客の依頼により訴訟、非訟事件を受けることを決定する際、弁護士が訴訟進行機関の依頼によって訴訟に参加する場合及び弁護士が機関、組織に対する労働契約によって働く個人の資格で業務を行う場合を除き、双方は法律サービス契約を締結すること。

法律サービス契約は、弁護士が依頼に従って行う法律サービスの範囲に関する弁護士と顧客の間の合意文書である。契約は民事契約の各基本原則に基づいて締結される。契約内容は、以下の各基本条項を有すること。

¹⁶ (監修者注) ここで掲示されている弁護士職務倫理規程は2011年制定のものである。2019年12月に同規程は改訂されている。

- + 顧客又は顧客代表者、弁護士職業組織代表者又は個人の資格で業務を行う弁護士の名前、住所
- + サービス内容、契約実施期限
- + 各側の権利、義務
- + 報酬の計算方式及び具体的な額、各費用（もしあれば）
- + 契約違反による責任、及び
- + 紛争解決方式。

その中で、サービス内容とは、正に弁護士及び顧客が争訟、諮問又はその他各法律サービス提供の必要性に応じて合意する仕事の範囲である。これらの仕事は、弁護士が規定により顧客への提供を許されるサービス範囲に属すること。この範囲外の合意は、法律違反と見なされ、当然実施の効力を有さない。

契約実施期限とは、弁護士及び顧客がサービス提供内容を完了させるために合意した時期である。具体的な事件において、契約実施期限は各訴訟段階に依存する。そのため、弁護士及び顧客は各訴訟段階を通して弁護士が提供する具体的なサービス範囲について合意して良い。一つ注意すべき点は、各訴訟法では各訴訟進行機関、訴訟を行う者が遵守の義務を負う訴訟段階ごとの期限を明確に規定しているが、実際は訴訟期限違反がいまだに克服されていない実情があることである。よって、弁護士は、契約実施期限の月日又は年を保障する義務を自ら確定しないほうが良い。顧客が弁護士にサービス完了期限の具体的な年月日による確定を依頼する場合、弁護士は、顧客が理解するように説明して決定を下す必要がある。と言うのは、このような義務の確定は、弁護士が契約に違反する可能性を発生させると同時に不必要な紛争を導き弁護士の名誉、信用に影響するからである。

法律サービス契約のそれぞれの側の各権利義務の確定は、大変重要な内容の一つである。よって、契約にはこの内容に関する各条項がなければならない。顧客が弁護士に具体的な事件の訴訟への参加を依頼する場合、弁護士の権利義務は、事件を処理する訴訟の順番に従い、対応する各訴訟法の中の弁護士／当事者の合法的権益の擁護者の権利義務に関する各規定及び弁護士法第9条で規定された各厳禁行為に合わせて確定される。弁護士は顧客からの依頼に従って自ら事件の結果を保障する義務を確定することが許されないことに留意が必要である。顧客の各権利義務も、顧客が弁護士に協力すべき下記のことに基づいて確定される。正直且つ正確に自らが有する各資料、証拠を提供すること。自らの訴訟で必要なことを証明するための証拠の源泉探し、証拠収集において弁護士と連携すること。弁護士からサービスを提供され、サービスの質を保障されることなど。

上の部分で述べたように、契約には必ず報酬額、報酬計算方式及び報酬が複数回に分けて支払われる場合の報酬支払スケジュールを確定する条項がなければならない。報酬額確定の際、弁護士は顧客に具体的な報酬額（業務時間による、パッケージ型又は事件の価額或いは契約金額、プロジェクト金額のパーセントで）を通知すること。具体的な報酬額を通知する際、弁護士は顧客が理解して決定するために、弁護士報酬を規定する法的根拠を同時に明確に説明すること。事件の価額又は契約金額、プロジェクト金額のパーセントによる報酬計算方式を選択する場合、弁護士は慎重さが必要で、顧客が報酬額計算の根拠として要求する財産額を採用してはいけぬ。なぜなら、弁護士が顧客のその要求に従って財産額の最終結果を決定することはできないからである。同時に、このような決定は、弁護士が顧客の要求に従った結果を保障する義務を負うと確定したと顧客に誤解させやすい。この場合、弁護士は、裁判所又はその他の管轄機関が判決又は法的効力を有する決定によって宣言する顧客の財産額に対するパーセントを決定する必要があるだけである。別の言い方をすると、弁護士報酬額の割合は顧客の訴訟、非訟事件の結果に基づいて計算されるもので、顧客が要求する財産額によって決まるのではない。実際は、契約を結ぶ際にだまされたり又は不注意だったり、締結した契約による支払義務を逃れるために顧客から不服を申立てられたりする弁護士がいた。

ベトナム領土内での外国為替使用制限を意図して 2013 年に修正、追加した 2005 年外国為替法令は、国営銀行の規定により許可された場合を除き、居住者、非居住者の全ての取引、支払い、掲示、広告は、外貨で実施してはいけぬと規定した。よって、法律サービス契約で、弁護士は、ベトナムドンによってだけ報酬計算をして良く、外貨で計算してはいけぬ。実際は、多くの弁護士職業組織が外貨で計算した後ベトナムドンに換算し、実際の支払いはベトナムドンで行う形式を適用している。この形式を選ぶ理由は、顧客の契約による支払いが遅い場合に職業組織が契約に記した外貨額を使って計算し、遅れて支払う時点の為替で換算するためだろう。法律面では、これらの場合は皆、実質的に外貨を支払いのベースとするので、2013 年に修正、追加した 2005 年外国為替法令の規則に違反する。弁護士職業組織と顧客との間で紛争が発生した場合、このような支払い条項は無効と見なされる可能性がある。

上記の報酬額他に、契約には報酬他に弁護士が契約実施過程で作業を行う費用に関する条項も必要である。サービス契約には、民法の規定による「報酬の約束」に関する条項があっても良い。報酬の約束は、法的性質として、双務取引でなく、双務的な種類の契約でなく、顧客の意思を一方的に宣言するだけである。そのため、弁護士は、約束を宣言する者の要求に従って実施を約束することを強制されない。2015 年民法第 590 条¹⁷⁾によると、報酬の約束を公開した者は、自らの要求に従って仕事を実施した者に報酬を支払わなければならない。報酬を約束される仕事は、具体的で、実施可能で、法律で禁じられず、社会道徳に反しないものであること。通常、顧客が報酬を約束する言葉を発する際、同時に一定の要求を述

¹⁷⁾（監修者注）570 条の誤記と思われる。

べ、その要求が解決された場合に弁護士に支払うと約束する必要がある。顧客が要求する場合、弁護士は、信頼形成のために、顧客が報酬を約束する旨の条項を契約に記すと良い。この場合、顧客の願望、意思の記録は、個人の一方的な宣言の言葉を認める行動なので、弁護士はいかなる束縛を受ける必要も無い。ここで出る問題は、この条項は弁護士が顧客に結果の保障を約束する条項だと誤解されないように、契約起草の際に注意が必要なことである。

その他に、期限前の一方的契約終了及びその終了の各結果について規定する条項も契約に必要である。実際は、いくつかの弁護士職業組織で、契約に規定しないか又は顧客の一方的契約終了禁止を規定している。

契約違反による責任は、約束した義務を履行しない又は約束の通りに正しく履行しない場合のそれぞれの側の責任である。弁護士側の契約違反は、通常以下の形で表される。弁護士がサービス品質を保証しない、約束した各義務を正しく履行しない、顧客から報酬金を受け取るがサービスを実施しないで又は実施展開が遅れて契約中の顧客の各権利が保障されず侵害される、実施展開が長引いて顧客の信頼が減り弁護士との紛争になる。顧客側については、以下のような契約違反の場合があり得る。弁護士に正直に資料、証拠を提供しない、虚偽の資料、証拠を提供する。報酬の支払いをしないか又は弁護士に約束したスケジュールに遅延するなど。

紛争の解決方法とは、弁護士と顧客の間に紛争が発生した際の各措置、解決方式である。本条項を規定する際、双方の和解措置を優先するように注意する必要がある。裁判所での訴訟は、最終的な措置でしかなく、やむを得ず適用するものである。紛争が発生した場合、弁護士は、積極的に和解する必要がある、時には自らが不利でも顧客が不服申立て、告発を行い弁護士の名誉、信用に影響を及ぼす状況を避けなければならない。実際には、弁護士が顧客からの不服申立て、告発を受け、懲戒を受ける訴訟、非訟事件の大部分は、弁護士が契約で約束した義務への違反、弁護士に関する法律及び弁護士職務倫理規程への違反に端を発するように見える。

III 法律サービス契約の終了及び清算

契約期限前の終了の条件に関する条項を契約内に規定する場合、その条件が発生した時に双方が契約清算書による契約終了に合意する。期限前の契約終了の各条件を確定する際、当然の条件である不可抗力の状況の他に、弁護士は、弁護士職務倫理規程¹⁸の規定第9番第9.2項で規定される訴訟、非訟事件の実施の継続を拒否すべき事実、事実関係を訴訟参加過程で発見するといった特別な条件に注意する必要がある。期限前の契約終了の前に、弁護士は

¹⁸ (監修者注) ここで掲示されている弁護士職務倫理規程は2011年制定のものである。2019年12月に同規程は改訂されている。

顧客が他の弁護士を選べるように一定の期限以内に文書で顧客に終了理由を通知する必要があること。顧客側は、弁護士を探して法律サービス提供を依頼する際に弁護士の信用、スキル及び職業倫理を信頼していること、弁護士に依頼を受けてもらいたいことを表したので、契約の一方的終了の権利について問題を言い出すことが少ない。しかし、契約内容を十分にし、顧客の民事権を保障するために、双方について一方的契約終了の権利を規定する必要がある。本権利を規定する際、弁護士は各条件を厳密に確定し、弁護士に落ち度が無い時又は故意ではなく重大でない落ち度がある時に顧客が恣意的に利用して契約終了できる一般的な規定にしないようにする必要があるのであることに留意する。

契約の清算とは、弁護士と顧客の間の法律サービス契約終了に関する合意である。契約清算文書は以下のものを含む。実施済みの各作業。行った作業の結果。契約に従って完了した双方の権利義務。未完了の場合はどういう理由かを明確に述べる。未完了である側の義務の部分はどう処理するかなど。清算文書の義務の部分について双方の意見がまだ一致しない場合、弁護士は、調和の精神で説明、やり取り、交渉を行い、紛争が発生して弁護士の信用及び業務活動に影響が及ぶ裁判所での訴訟という措置により解決せねばならなくなることを避ける必要がある。

一般的に見て、契約清算の円滑な実施は、弁護士と顧客の間の良好な関係を強化、維持する作用があり、顧客が弁護士へのその他の訴訟、非訟事件でのサービス提供依頼を継続する基礎となる。同時に、顧客自身が弁護士から最高品質のサービスで合法的権利を擁護されると、弁護士に他の顧客を紹介する情報チャンネルとなる。これは、職業組織内の各弁護士にとって顧客数を増加させ仕事の元を作る基礎である。

IV 法律サービス契約の様式（モデル、見本）

1. 民事訴訟事件の争訟に参加する弁護士の法律サービス契約の様式

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

法律サービス契約

番号： /HD-VPLS.15

- 2015 年民法第513 条に基づき、

- 2006 年弁護士法及び 2012 年弁護士法諸条を修正、追加する法及び各施行指導文書に基づき、

- 双方の自由意思による、ベトナムの法律規定に適合した合意に基づき、

本日、 年 月 日、 省(市) 区 街区 通り 番地、 弁護士事務所
本部にて、下記の双方は、

甲： 弁護士事務所（ 法律会社）

住所：

電話／ファックス：

税コード：

口座：

代表者：代表事務所長（会社代表） 弁護士 Mr（Ms）

乙： 会社（又は個人）

住所：

氏名 Mr（Ms）： 役職：（法人の場合）

税コード：

双方は、下記各条項の法律サービス契約の締結に合意する。

第1条 契約の目的

本契約は、甲の乙への以下の内容の法律サービス提供を目的として締結される。

甲は、弁護士 を、 を被告（原告ほか）とする訴訟事件 における原告（被告、関連の権利義務を有する者）乙の合法的権益を擁護する弁護士として指名する。訴訟事件は、 人民裁判所の第一審裁判管轄に属する。

第2条 甲の義務及び権利

2.1. 甲は、以下の各作業を実施する義務を負う。

a) 遅滞なく十分に乙に対して諮問意見を出すために、**第 1 条**で規定する範囲内で乙が出す要求を調査すること。

c) 訴訟、非訟事件、紛争に関連する必要な各文書の起草又はチェックで乙を助けること。

d) 乙の訴え提起要件を証明するための裁判所での訴え提起の各資料、書類の準備で乙を助けること。

d) 訴訟事件における乙の合法的権利の擁護者として裁判所での訴訟に参加すること。

e) 裁判所での訴訟参加過程で実施した仕事を記録する日誌を作成すること。

2.2. 乙の同意を得た又は法律に規定がある場合を除き、乙に関する情報を漏えいしない。

2.3. 本契約の**第 2.1 項**に記した各仕事を上手に行い、委任された範囲で責任を負い、熱心に乙の合法的権利を擁護し、乙の権利を最優先に保障する最高責任を負う。

2.4. 裁判所の訴訟事件処理過程において発生する、やり取り、諮問が必要な状況を乙と共に遅滞なく処理するために、訴訟の進展について定期的に乙に通知する。

2.5. 甲の責任は、乙が依頼する裁判所での訴訟の範囲だけに制限する。甲は、乙が訴訟の前及び訴訟過程で起こした各営業行為及びその他行為並びにそれら行為の物質的結果、並びに財産に関する乙と第三者との間のその他紛争（もしあれば）に関する責任を負わない。

2.6. 甲は、同意に従い、裁判所での訴訟に参加し乙の合法的権利を擁護する弁護士の報酬の支払いを乙から受ける。

第3条 乙の義務及び権利

3.1. 弁護士 が乙の合法的権益の擁護者として裁判所での訴訟に参加するための手続を行う。

3.2. 依頼する訴訟、非訟事件に関連する各資料、証拠を十分に、遅滞なく、正直に提供し、甲が乙の合法的権利を擁護する訴訟に参加するための証拠、資料を収集する環境を整える。

3.3. 本契約第4条の規定に従って甲に報酬を支払う。

3.4. 甲から、本契約第2.1項の規定に従って訴訟に参加し合法的権利を擁護し、法律規定に従って乙の合法的権利を擁護する最高責任を負うサービスを提供される。

第4条 報酬、費用

4.1. 甲及び乙は、合法的権利を擁護する弁護士報酬額を一括金額 ドン（文字で表記）とすることに合意する。

本報酬額は VAT 税を含む前のもの。

4.2. 報酬支払方式

1) 双方が契約を締結した直後：乙は契約金額の 50% ドン（文字で表記）及び VAT 税 10% ドン（文字で表記）を甲に振込の形式で支払う。

2) 裁判所が訴訟事件を第一審審理に付す決定を出した時、乙は契約金額の 30% ドン（文字で表記）及び VAT 税 10% ドン（文字で表記）を甲に支払う。

3) 第一審の法廷が結審したら、乙は契約金額の残り 20% ドン（文字で表記）及び VAT 税 10% ドン（文字で表記）を甲に支払う。

甲は対応する各送金回の後、乙に財務証書を発行する。

4.3. 甲の交通費、ホテル代などの費用は、乙が実情に合わせて適切に支払う。

第5条 契約終了

5.1. 以下の場合、契約は終了する。

- 甲が本契約第1条に規定された仕事を実施し終わる。
- 片方が一方的に契約を終了する。
- 双方の合意に従う。又は、
- ベトナムの法律の規定によるその他各場合。

5.2. 期限前に契約を終了する場合の結果を処理する。

- 片方が一方的に終了したため期限前に契約を終了する場合、本契約第 6 条の規定に従って処理される。

- その他の終了の場合、双方の合意に従って又は本契約の規定に従って実施される。

第6条 契約違反の責任

6.1. 乙が一方的に契約を終了する場合、1（一）か月以上前に甲に通知する必要がある、前払いしたサービス報酬の払い戻しを受けてはいけない。

6.2. 甲が一方的に契約を終了する場合、1（一）か月前に乙に通知し、乙が支払ったサービス報酬全額を返還する必要がある。

第7条 紛争解決に関する一般的約束

双方は、本契約で規定された各義務をその通り履行することを約束する。実施過程で意見が相違する問題が発生した場合、双方が一緒に話し合っ、協力、助け合い並びに倫理、信用及び互いの合法的権利尊重の精神で解決する。不一致解決において合意に達しない場合、双方は、契約を終了し、それぞれの側が実施した結果に従って清算することを約束する。契約清算の合意が成立しない場合、それぞれの側には民事訴訟法の規定に従って管轄の裁判所で訴訟を提起する権利がある。

第8条 契約の効力

8.1. 本契約の効力は、双方が締結した時点に開始し、第一審の法廷が結審した時に終了する。

8.2. 甲が第一審の審理段階で提供する法律サービスの品質を乙が信用し、甲に第二審（もしあれば）の審理段階でのサービス提供の継続を依頼する場合、双方は、甲が乙の依頼に従って法律サービス提供を継続するための本契約添付別紙を締結する。

本契約書は ページからなり、双方 2（二）部の計 4（四）部を作成する。双方は内容を読み、明確に理解し、同意の上以下に署名する。

甲代表

乙代表

2. 法律サービス契約清算書の様式

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

法律サービス契約清算書

- 日の法律サービス契約第 番に基づき、
- 弁護士事務所の同意を得た、契約終了に関する の依頼により、

本日、年 月 日、市 街区 通り 番地、 弁護士事務所／法律会社の
本部にて、下記の双方は、

甲： 弁護士事務所／法律会社

住所：

電話／ファックス：

税コード：

口座：

氏名 Mr (Ms)： 代表事務所長弁護士。

乙： 会社

住所：

氏名 Mr／Ms：

役職：取締役会長兼代表取締役。

税コード：

双方は、下記各内容の契約清算書の作成に合意する。

第1条 双方は、 日の法律サービス契約第 番の効力を 日に停止
することに合意する。

第2条 双方の各権利義務の実施

1. 甲は、調査し、人民裁判所での告訴の依頼、書類準備における乙への諮問意見を作成した。裁判所が訴訟事件の管轄を引き受け処理を行う過程での仕事の実施計画を作成して乙に送付した。裁判所で乙の合法的権益の保護者として訴訟参加手続を直接行った。証言を行い、要求を出し、裁判所が召喚する調停に参加した。発生する状況について意見を交換するために裁判所の訴訟事件処理の経過を乙に報告した。訴訟過程において乙の合法的権益を防御し、第一審審理を準備する計画を作成した。

2. 乙は、甲の要求に従って各関連資料を遅滞なく提供した。甲に第一審裁判準備段階の報酬金 ドン（文字で表記）を支払った。甲は、法律規定に従って乙に財務証書を発行した。

第3条 双方の各権利義務実施の評価

1. 甲は、契約による各義務を十分に履行した。裁判所の訴訟事件解決遅延は、紛争の件の複雑な性質によるものであり、訴訟事件解決期限が保障できていないことに関する裁判所の責任は、法律の規定に従う。

2. 契約の第4条に従い、契約による審理準備及び第一審審理の段階の報酬総額 ドン（文字で表記）について、乙は契約締結後に1回 ドン（文字で表記）を支払った。第一審法廷結審後に支払うべき残りの金額は、ドン（文字で表記）。

3. 裁判所が第一審の法廷を開始する前に双方が契約実施終了に同意したので、乙は残りの金額 ドン（文字で表記）を甲に支払う必要がない。

本契約清算書は、双方の自由意志による合意により、好意を持って作成される。双方の代表者は、良く読み、今後何の申立ても無いことに同意し、以下の通り署名することに合意した。

甲代表

乙代表

第8章

弁護士職業責任保険（一部訳）

I 弁護士の職業責任保険の法的枠組み及び必要性

弁護士法で規定されている弁護士業務の原則の一つは、弁護士が「弁護士業務活動について法律上の責任を負う」¹⁹ことである。弁護士営業組織²⁰のメンバーは、弁護士営業組織のすべての義務について、彼らのすべての財産による連帯責任を負わなければならない。弁護士法第40条第5項及び6項の規定によると、弁護士営業組織の義務の一つは、顧客の損害の原因が組織の構成員の弁護士にある場合、損害を賠償することである。また、保険事業に関する法律の規定に基づき、弁護士営業組織は、組織の構成員である弁護士が職業責任保険を購入することも規定している²¹。

ベトナムでの外国弁護士組織による法的助言業務に関して、政府は、顧客の損害の原因が組織の構成員の弁護士にある場合に、外国弁護士営業組織が損害を賠償する責任を負うこと、及びベトナムで実務する弁護士のために弁護士の職業責任保険を購入する義務があることを規定した²²。

保険事業の観点から見ると、弁護士の職業責任保険は、保険事故（sự kiện bảo hiểm）が発生した場合に保険会社が受益者に保険金を支払う、または被保険者に賠償するために、保険購入者が保険料を支払うことに基づき、利益の獲得と被保険者のリスクの受け入れを目的とした保険会社の製品及び活動の一つである。保険事故とは、当事者によって合意され、または法律で規定された客観的な事故として理解され、そのような事故が発生した場合、保険会社は受益者に保険金を支払う、または被保険者に賠償しなければならないことである。ベトナムは、2000年に保険事業に関する法律を発行し、2010年に改正・補充した（以下、保険

¹⁹ 弁護士法第5条第5項

²⁰ （監修者注）いわゆる法律事務所のこと（弁護士法32条1項）

²¹ 弁護士法第40条第5項及び第6項

²² 2003年7月22日付ベトナムでの外国弁護士組織及び外国弁護士の業務に関する政府の議定第87/2003/ND-CPの第38条及び第39条。

事業法と呼ぶ)。しかし、弁護士の職業責任保険の業務の種類に関する法的規定と、弁護士法の規定の施行方法を導く法的文書はまだ足りない。

弁護士実務において、顧客が、弁護士の不適切な法的助言から生じる損害や弁護士により貴重な書類・文書が紛失させられたことなどについてクレーム²³をする多くのケースがあった。そのため、弁護士が職業責任保険を購入する義務があるのは、弁護士の不適切な法的助言があり、不注意による職業上の責任違反がある場合の、顧客への賠償の確保だけではなく、弁護士や弁護士営業組織の社会的威信を高め、顧客が助言を頼む上での信頼を築くことにある。高貴・自由・収入のあるサービス業として考えられるが、弁護士の職業自体には、社会的責任と大きなリスクが含まれる。弁護士の職業責任保険制度の実施は、業務過程におけるリスクを防止及び制限し、法律サービス市場における競争を健全化するための重要な方法である。弁護士活動の性質が独立的であることに由来し、各弁護士は、自分の決定について全責任を負うとともに、弁護士が保有している顧客または関連する第三者の情報の機密を保持したり、財産・文書・記録を保存する必要がある。

弁護士の職業責任保険は強制保険の一種である。具体的には、保険事業法第8条第2項第b号の規定に基づく法的助言活動のための職業責任保険である。弁護士の職業責任保険制度を導入し完成させることは、ベトナムでの弁護士職業発展のレベルを評価する基準の一つだと言える。弁護士の職業責任保険制度の法的枠組みを完成させるとともに、次のように、いくつかの関連する側面の正しい性質を理解する必要がある。

1. 弁護士の職業責任保険契約

弁護士の職業責任保険契約とは、弁護士営業組織または個人として業務する弁護士である保険購入者と、会社法および保険事業法に従って活動されている保険会社の間の合意である。それによると、保険購入者は保険料を十分に支払わなければならない、保険会社は、保険事故が発生したとき、両当事者が合意した賠償金額を超えない賠償限度で、受益者に保険金を支払うまたは被保険者に賠償しなければならない。

弁護士の職業責任保険契約は、個々の特定の場合に応じて、保険契約、保険証明書、保険証券などのさまざまな形式の文書による書面で表現する必要がある。

²³ (監修者注)「クレーム」は、原文では“khiếu nại”である。

弁護士の職業責任保険契約の内容には、保険範囲・保険条件・保険条項、保険金、保険責任の除外の場合及びその他の条件が含まれる。

契約上の義務であっても契約外の義務であっても、保険会社は、第三者が保険期間中に被保険者の「弁護士の職業上義務の違反行為」によって生じた損害を賠償することを被保険者に要求する場合にのみ、保険責任を負うことを強調する必要がある。ただし、被保険者の違反は、故意がない過失（不注意、間違い又は怠慢の行為）で行われなければならない。同時に、保険責任の決定は、保険会社が発行した弁護士の職業責任保険契約条項書の規定を遵守する必要がある。この条項書は保険契約の添付文書として一体となっている。

被保険者が、以下の者の保険契約で規定された職業範囲及びベトナム領土範囲に従って、職業上の義務違反行為により損害を受けた人に賠償しなければならない場合、被害者が訴訟提起²⁴した場合、保険会社は、保険契約で規定された保険金額の範囲または賠償責任限度で、被保険者に賠償することに同意する。

- 被保険者、及び／又は
- 弁護士営業組織に加入する人は、弁護士として保険期間中に保険がかけられ、法律に従って弁護士業務（を行うという）条件がある。この場合、契約は、保険される弁護士営業組織に加入した時点からの同人の活動から生じる当該人の法的責任のみを保険する。

または、発生した訴訟費用は、保険契約の賠償責任の限度を超えず、被保険者が保険会社の書面による同意がある場合に限る。

2. 各発生事故及び保険限度

保険会社は、保険契約に添付付録に規定されている賠償限度に従って、各事故に対して、被保険者に賠償金及び費用の全額を支払う。被保険者が保険会社に書面で通知するとき、保険会社は、保険証券の規定された期限内に発生したクレームに対して賠償責任を負う。被保険者への保険会社の賠償金支払いの責任を発生する事故と考えられる場合は、次のものが含まれる。

- 被保険者または被保険者の従業員の文書・言葉による侮辱・誹謗のための生じる法的責任。

²⁴ （監修者注）「訴訟提起」は *khiếu kiện* である。

- 被保険者または運営施設²⁵の所有・管理下にある書類、または受取人または受取人の代理人に郵送でどこかへ引き渡す過程における書類²⁶の紛失・没収・損害の事故から生じる法的責任。

賠償限度は、責任限度に従って、1回限りの賠償のクレーム事故と複数の賠償のクレーム事故の場合が決定される。それによると、契約期間中の賠償のクレームに関連して支払う費用に対する保険会社の賠償責任は、保険証明書に規定されている責任限度を超えてはならない。

II 各除外ポイント・各製品パッケージ・弁護士職業保険に関連する不服申立ての解決

1. 各除外ポイント

このセクションでは、保険契約の基本的な除外ポイントを示す。他の除外ポイントは、特定の契約に署名するときに合意できる。

保険会社は、不注意・間違いまたは怠慢の行為に起因したさまざまな結果を伴う損失に関するクレームに対して賠償するが、以下の行為によるクレームに対し賠償しない。

- 弁護士の被保険専門分野に属していない又は法律の規定に反する職業サービスの実施に関連する不注意・怠慢の行為。
- 不動産・金融・その他の商業ビジネスの問題や税関連の問題の手配または助言（これが無料かどうかに関係ない）。
- 外国法律の規定を誤解したり、誤って適用したり、または把握していない。
- 推定コスト、予算またはクレジット額を超えた。
- 会計帳簿の管理または財政移転に関連する違反、または従業員と被保険者の汚職行為。
- ベトナムの法律の規定に従って、企業の取締役会及び監査役会の長、メンバー、または法律専門家として被保険者の活動から生じる賠償請求。
- 誹謗中傷
- 被保険者が、保険を購入しない、保険の効力を維持しない。

²⁵ (監修者注) 弁護士営業組織

²⁶ この書類は、証明書、遺言書、合意書、地図、図表、書籍の種類、手紙、フォーム、及び他の形式で手書き・印刷・複製されるあらゆる種類の書類（匿名の債券、小切手、各通貨、及び商業証券などを除く）として解釈できる。

- 被保険者が支払不能になる、または破産する。
- 何らかの手段による手書き・印刷・複製された資料、または電子情報・コンピューターに保存される資料を含むあらゆる内容がある書類を、受任中又は被保険者の管理・権限下にある場合に、紛失・行方不明・処分した。
- 被保険者または被保険者によって雇用された者の刑事犯罪を構成する故意な行為または怠慢及び詐欺または不誠実。
- 身体傷害、死亡、財産の損害またはあらゆる形での損失。
- 直接的または間接的で、大気汚染・水質汚染・土壌汚染から起因し、または帰属され、もしくは生じると考えられる経済的損失。
- 政府または管轄がある機関の命令による戦争、侵略、テロ、敵意的行為、内戦、暴動、叛乱、革命、クーデター、決起、押収、収用、国有化、財産の破壊に直接的または間接的に関連する。
- 累計賠償または複数賠償から生じる各罰則・警告・他の種類の罰。
- 契約またはその他の合意（誓約の形での合意を含む）に基づく被保険者の責任。ただし、契約または合意があるかどうかにかかわらず、この責任が法律の規定に必要と見なされる場合を除く。
- 当事者が次の資格を持つ内部被保険者からの相互クレーム。
 - + 被保険者に管理、所有、活動、運営される。
 - + 被保険者は、パートナー、コンサルタント、または従業員（夫婦関係などを含む）である²⁷。

2. 業務の種類・事件の区分及び保険料を納める形態

現在、多くの保険会社が弁護士職業責任保険の展開を開始しており²⁸、一部の外国保険会社は米ドルなどの価値に基づいて保険料を計算されることを提案している。ホーチミン市保険会社は、主な種類の仕事をグループごとに分けている。それは、①助言・評価、②弁護・言い訳、及び③行政上の不服申し立て、民事紛争、経済・刑事紛争などの主な事件である。弁護士の職業責任保険料表は、年ごとまたは事件ごとに計算されることができる。年ごとに

²⁷ ホーチミン市保険会社、弁護士職業責任保険の規則、2005年5月、3~4頁

²⁸ 司法省から通知された弁護士職業責任保険の各製品パッケージを提供している保険会社の付録1A・1Bリストの参照

計算される保険料は、弁護士営業組織の規模及び年間総収益に応じて、基本料に基づく追加料とともに、5つの標準責任限度または各事件上賠償限度及び損失事件合計数のうちに適用される。事件ごとに計算される保険料は、事件の価格の割合（%）による基本料率で表され、標準的な保険契約限度、または各損失事件及び損失事件合計数の限度に適用される。

通常、保険証券に基づく賠償額は制限される。次の内容からなる。

- (i) 保険証明書に規定され、当事者が選択した地理的領域内の管轄裁判所の判決から生じる賠償金額。
- (ii) 紛争解決過程などで生じる費用及びその他の法的費用。

3. 保険契約に関するクレームを解決する手続

クレームが保険契約に基づいて賠償されるような事故または状況が発生した場合、被保険者は保険会社に書面で直ちに通知する必要がある。保険会社は、保険期間の終了から30日が経過すると通知を受け付けない。

原則として、保険会社（被保険者に代わって引き継いで管理することを許可される者）の書面による承認がないとき、被保険者は、保険契約に基づく賠償額とみなされる可能性のあるクレームに関連するあらゆる金額の支払いについて、責任を受け入れず、または解決・履行・約束しない。保険会社からの合理的な要求があるとき、被保険者は、すべての情報を提供したり、サポートしたりしなければならない。被保険者が保険会社の提案によるクレームの解決方法の承認を拒否し、あらゆる法的手続に引き続き合意または実施することを選択する場合、保険会社の責任は、被保険者が、保険会社が提案した解決を拒否する日まで、保険会社の同意に基づいて発生した費用と損失に加えて、クレームに対して支払うことができるはずの金額を超えない。

被保険者は、いつでも、保険会社または保険会社が指定した代表者による検査・使用のために、各書類が利用可能であることを確保目的として、すべての専門サービスを正確に説明する文書作成を維持したり、保険会社からの要求に応じて情報・サポート・レポートを提供したり、彼らの費用で保険者に対するクレームからの保護過程をサポートしたりする。

被保険者と保険会社の間で紛争が発生した場合、他に合意がなければ、そのような紛争は保険会社の本店が所在する国の法律に従って判断される。上記の紛争に対する裁判権を有するのは管轄裁判所のみである。被保険者が詐欺または不誠意な目的であらゆるクレームをし

た場合、保険合意が無効になり、被保険者が保険契約によるすべてのクレームに対する賠償を請求する権利を失う。

保険契約の解除に関するその他の規定がない場合、保険会社に通知を送信することにより、保険証券は被保険者によっていつでも解除されることができる。保険証券も、被保険者に書面で通知することにより、保険会社またはその法定代理人によって解除されることができる。その書面に、通知が送信された日から 30 日以内に、保険の有効期間が終了することを指定する。

保険会社は、被保険者に弁護士営業組織の運営に関連するすべての調査質問に答えることを要求する。その中で、運用範囲やデータベース、コンピュータープログラム、被保険者に関する情報、保険請求などの詳細なことを注意する。

弁護士の職業責任保険制度の実施を通じて、リスクを管理し、損失を防止・制限するための保険会社の助言に基づき、弁護士は自分の地位と顧客からの信頼を向上させることだけでなく、合理的な費用で自分の金融業務も保護できる。

III 注意が必要な点

(略)

IV 弁護士職業保険を提供する会社のリスト、保険契約のモデル（見本）及び関連する書式のモデル（見本）

(略)